

標 津 町

第2期子ども・子育て支援事業計画

《令和2年度～令和6年度》



令和2年 3月

標 津 町

目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	2
第2章 子どもと家庭等を取り巻く状況.....	3
1 標津町の人口・世帯の状況.....	3
(1) 人口動態.....	3
(2) 世帯の動向.....	8
2 結婚や就業の状況.....	10
(1) 未婚率.....	10
(2) 平均初婚年齢.....	11
(3) 第1子出生時の母親の平均年齢.....	12
(4) 女性の就業状況.....	12
3 子育て環境の状況.....	13
(1) 認定こども園の状況	13
(2) 児童生徒の状況.....	14
(3) 子育て支援サービス.....	15
(4) 子ども・子育てをめぐる問題の動向.....	21
(5) 保健事業.....	23
4 アンケート調査の結果	25
(1) 調査の概要.....	25
(2) アンケート調査からの課題.....	26
第3章 基本理念・視点・目標.....	30
1 基本理念	30
2 基本的な視点.....	31
(1) 子どもの視点（子どもの成長や発達を支援する基盤づくり）	31
(2) 保護者の視点（子どもを生み育てることに喜びを感じる環境づくり）	31
(3) 地域の視点（子どもと保護者を地域全体で支援する体制づくり）	31
3 基本目標	32
(1) 地域における子育て支援.....	32
(2) 母親や子どもの健康の確保及び増進	32
(3) 子どもの教育環境の整備.....	32

(4) 子育てを支援する生活環境の整備.....	32
(5) 職業生活と家庭生活の両立の推進.....	33
(6) 支援を必要とする児童への取組の推進.....	33
(7) 出産や子育てへの経済的な支援.....	33
第4章 子ども・子育て支援事業計画.....	34
1 新制度の全体像.....	34
2 新制度の体系.....	35
(1) 子どものための教育・保育給付.....	35
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	38
(3) 保育の必要性の認定について.....	38
3 教育・保育提供区域の設定.....	40
4 教育・保育の量の見込みと提供体制.....	40
(1) 推計人口.....	40
(2) 幼児期の教育と保育.....	41
(3) 地域子ども・子育て支援事業.....	43
第5章 子ども・子育て支援の取組.....	51
1 施策の体系.....	51
2 主要な取組.....	53
(1) 母親や子どもの健康の確保及び増進.....	59
(2) 子どもの教育環境の整備.....	66
(3) 子育てを支援する生活環境の整備.....	70
(4) 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	74
(5) 支援を必要とする児童への取組の推進.....	76
(6) 出産や子育てへの経済的支援.....	78
第6章 計画推進のために.....	79
1 計画推進に向けて.....	79
(1) 庁内における推進体制の充実.....	79
(2) 住民参加による計画の推進.....	79
(3) 計画を推進するに当たってのそれぞれの役割.....	79
資料編.....	81
1 標津町子ども・子育て会議設置要綱.....	81
2 標津町子ども・子育て会議委員名簿.....	83
3 策定経過.....	83

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、社会保障をはじめ、わが国の社会経済全体における急速な構造的変化は、子どもたちが健やかに育つ環境を形成するうえでも大きな課題となっています。

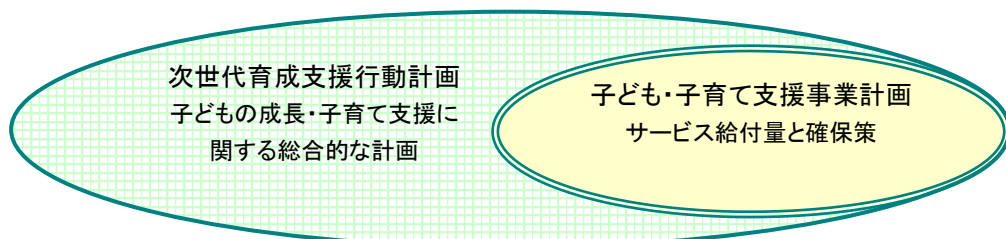
子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成15年制定）等に基づき、総合的な施策が講じられてきました。しかし、少子化は依然として進み、子どもや子育てをめぐる環境は厳しいことから、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」など、子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が制定されました（以下「新制度」とします）。

市町村には、国の指針で定める提供体制の確保等に関する基本的事項や参酌標準等を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握したうえで、新制度の給付・事業の需要見込み量、提供体制の確保内容及びその実施時期等を盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

また、時限立法である「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定された『次世代育成支援行動計画』は義務策定から任意策定に変更されました。

これらを踏まえ、本町では、子どもの成長・子育て支援に関する総合的な計画である『次世代育成支援行動計画』と、幼児期における「学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画」である「子ども・子育て支援事業計画」を一体的なものとした「標津町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」とします）を平成27年3月に策定しました。令和元年度に「第1期計画」が最終年度を迎えたことから、第2期計画（以下「本計画」とします）を策定します。

「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」との関係



2 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」の内容を包含し、本町におけるおおむね18歳未満のすべての子どもと家庭を対象とした子ども施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置付けます。さらに、本町の町政運営の総合的指針である「ふるさと新生プラン」をはじめ、障がい児福祉計画等の関連する他の計画との調和を図るものであり、「新・放課後子ども総合プラン」の内容も含めた子育て支援に関する今後の取組の方向を示すものとして策定します。

本町における子ども施策は、保育をはじめとする子育て支援サービスの充実だけでなく、地域で暮らす子ども、その子どもを育む家庭を、教育、子育て支援、コミュニティ、保護者の就業・雇用、生活環境、若者の自立支援などの面から、総合的に応援する地域づくりを進めるものです。そのため、本計画は、まちの未来を担い、委ねるべき人を育むための計画としての役割も担っています。

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、幅広い意見を反映させるため、関連団体代表や住民からなる「標津町子ども・子育て会議」を設置し、協議しました。

また、本町の子育て支援に関する様々な基礎的データを収集するために、平成31年1月下旬から2月上旬にかけて「子ども・子育てに関するニーズ調査（就学前児童・小学生）」を行い、本計画策定の資料としました。

第2章 子どもと家庭等を取り巻く状況

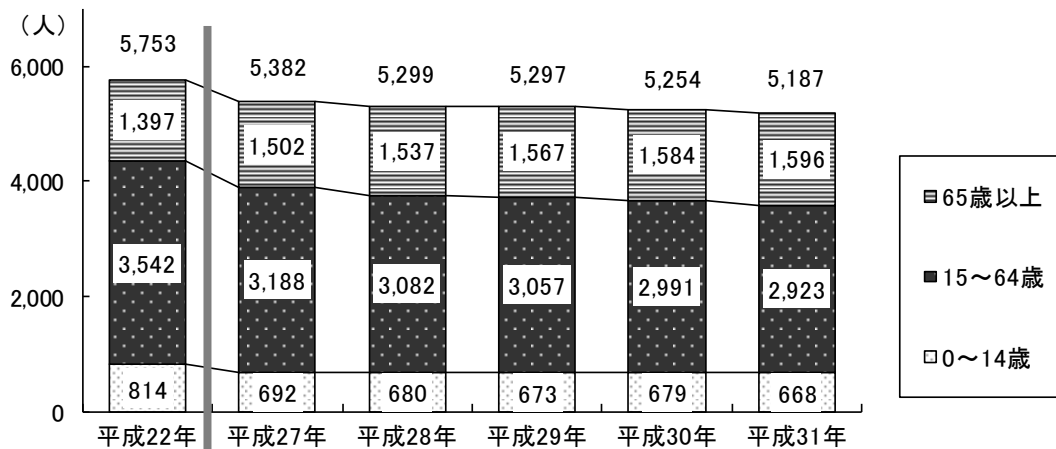
1 標津町の人口・世帯の状況

(1) 人口動態

1) 人口の推移

本町における平成31年4月時点の総人口は5,187人で、第1期計画期間中にも緩やかな減少が続いています。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口と、15～64歳の生産人口については減少の一途をたどっていますが、65歳以上の高齢人口については増加傾向となっています。

■人口の推移



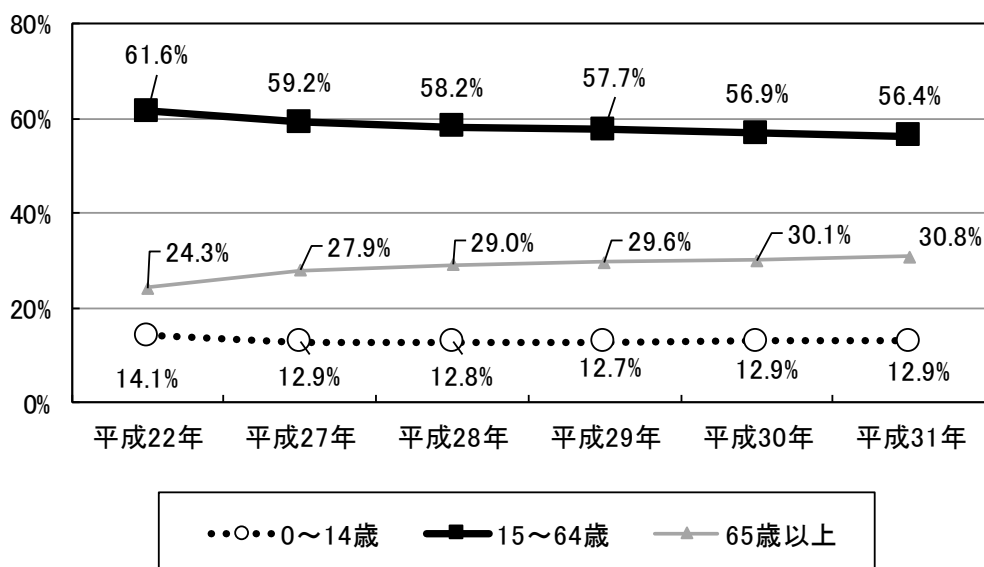
区分	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～14歳	814	692	680	673	679	668
15～64歳	3,542	3,188	3,082	3,057	2,991	2,923
65歳以上	1,397	1,502	1,537	1,567	1,584	1,596
総人口	5,753	5,382	5,299	5,297	5,254	5,187

資料：住民基本台帳(各年4月1日)

2) 年齢3区分別人口割合の推移

本町における平成31年の「0～14歳」人口割合は、12.9%となっています。平成22年と比べると減少していますが、第1期計画期間中は、ほぼ横ばいで推移しています。

■人口構成割合の推移



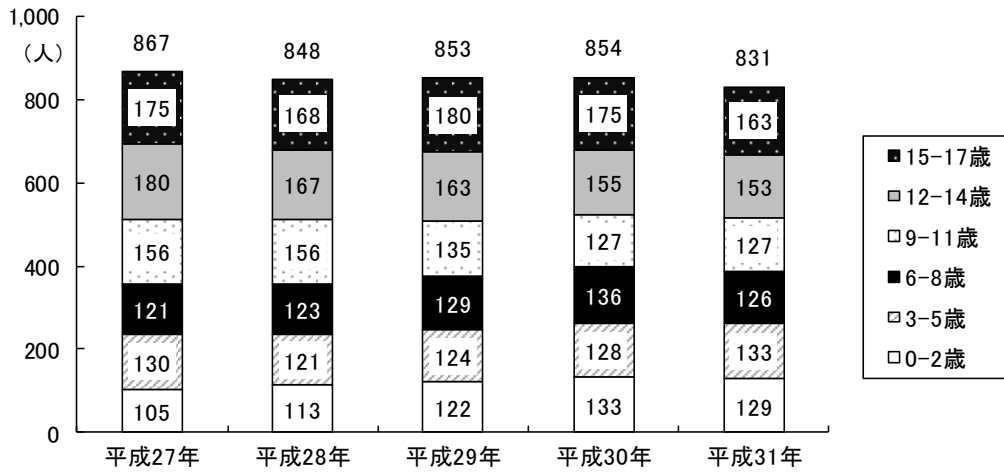
	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	5,753	5,382	5,299	5,297	5,254	5,187
0～14歳	814	692	680	673	679	668
割合	14.1%	12.9%	12.8%	12.7%	12.9%	12.9%
15～64歳	3,542	3,188	3,082	3,057	2,991	2,923
割合	61.6%	59.2%	58.2%	57.7%	56.9%	56.4%
65歳以上	1,397	1,502	1,537	1,567	1,584	1,596
割合	24.3%	27.9%	29.0%	29.6%	30.1%	30.8%

資料：住民基本台帳(各年4月1日)

3) 子どもの人口

本町における平成31年の18歳未満人口は、831人となっています。平成31年は前年に比べ約20人減少していますが、平成28年～平成30年の間は横ばいで推移しています。

■子ども人口の推移



区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0-2 歳	105	113	122	133	129
3-5 歳	130	121	124	128	133
小学生 (低学年) 6-8 歳	121	123	129	136	126
小学生 (高学年) 9-11 歳	156	156	135	127	127
中学生 12-14 歳	180	167	163	155	153
高校生 15-17 歳	175	168	180	175	163
18 歳未満人口	867	848	853	854	831

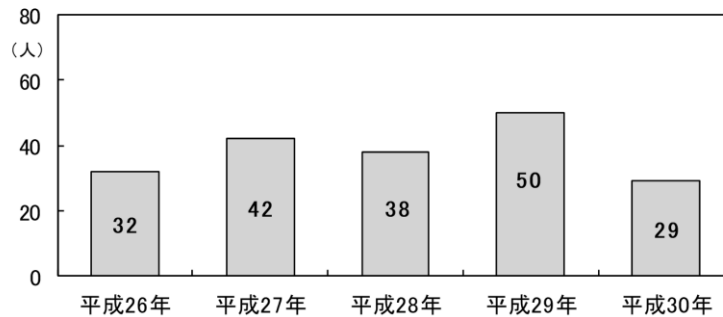
資料：住民基本台帳(各年4月1日)

4) 出生数等の推移

本町における平成30年の出生数は、29人となっています。年度によって差はあるものの、約30人～約50人の幅で推移しています。

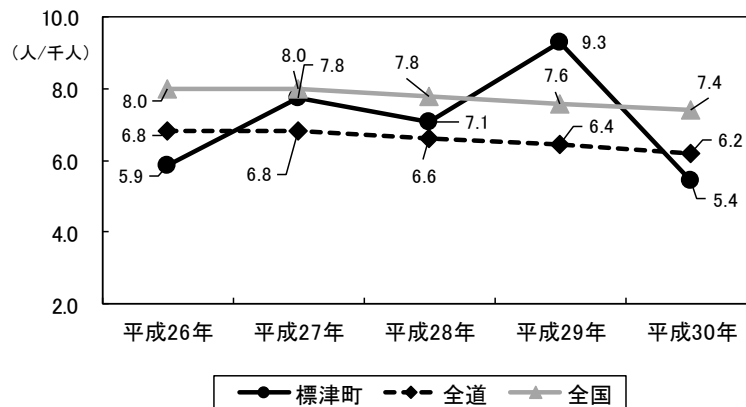
また、人口千人に対する出生数である出生率は、出生数の多かった平成29年は9.3に上昇したものの、平成30年は5.4に低下しています。全国・北海道はゆるやかな低下が続いていますが、本町は年度によって差が大きくなっています。

■ 出生数の推移



資料：住民基本台帳人口動態（各年12月末）

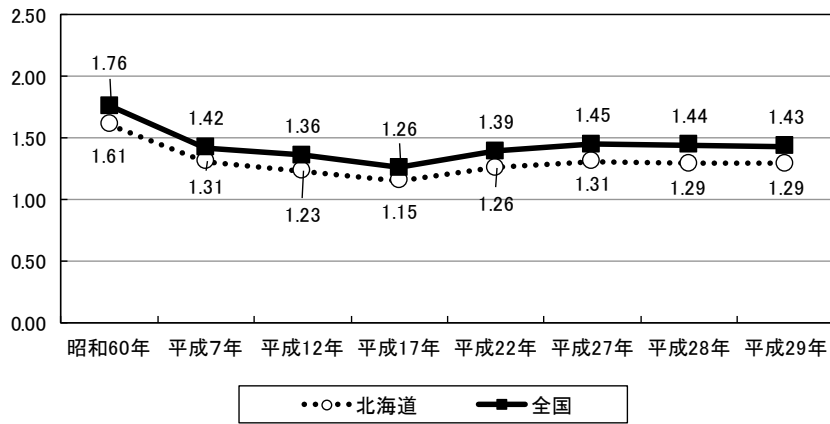
■ 出生率の推移



区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
標津町	5.9	7.8	7.1	9.3	5.4
北海道	6.8	6.8	6.6	6.4	6.2
全国	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4

資料：住民基本台帳人口動態（各年12月末） ※出生率は出生数÷総人口×1,000

■□参考□■ 全国・北海道の合計特殊出生率の推移



資料：人口動態総覧の年次推移

合計特殊出生率

その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定した時の子どもの数に相当する。

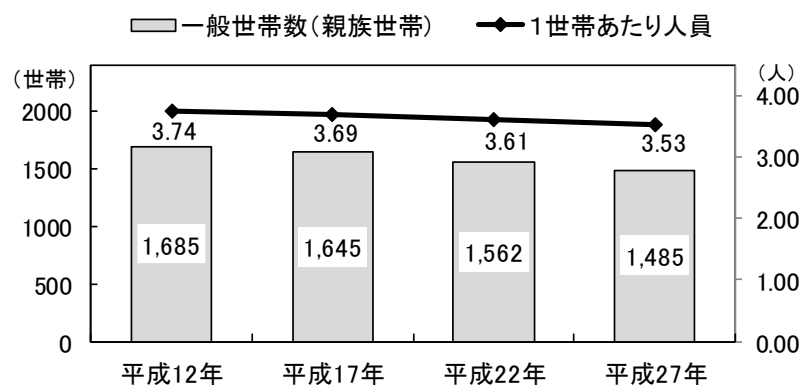


(2) 世帯の動向

1) 世帯数と平均世帯人員の推移

本町の世帯数及び世帯当たり平均人員は減少傾向です。

■世帯数と平均世帯人員の推移



資料：国勢調査

■参考■ 国勢調査における世帯の種類分類

世帯	一般世帯	A:親族世帯	I:核家族世帯
		B:非親族世帯	II:その他の親族世帯
		C:単独世帯	
	施設等の世帯		



2) 子どものいる世帯の世帯類型

子どものいる世帯は、その数と一般世帯に対する割合ともに減少傾向にあります。また、核家族世帯のうちのひとり親世帯割合も増加傾向にあります。

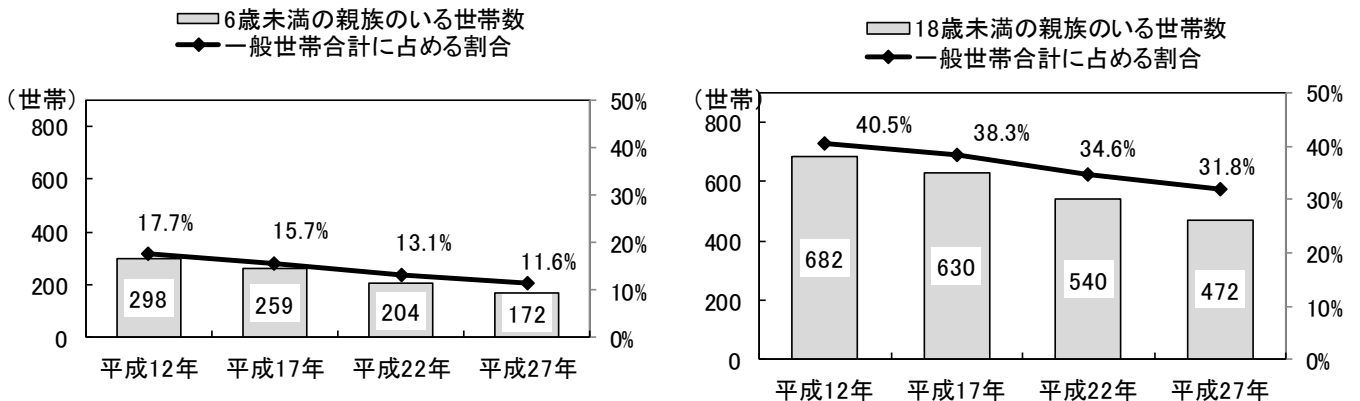
■世帯類型の推移

[単位:世帯(%)]

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数(親族世帯)(A)	1,685	1,645	1,562	1,485
6歳未満の子どものいる世帯(B)	298	259	204	172
B/A(%)	17.7	15.7	13.1	11.6
核家族世帯(a)	210	197	162	135
a/B(%)	70.5	76.1	79.4	78.5
ひとり親世帯(c)	7	11	10	12
c/B(%)	2.3	4.2	4.9	7.0
その他家族世帯(b)	88	62	42	37
b/B(%)	29.5	23.9	20.6	21.5
18歳未満の子どものいる世帯(C)	682	630	540	472
C/A(%)	40.5	38.3	34.6	31.8
核家族世帯(d)	466	445	413	367
d/C(%)	68.3	70.6	76.5	77.8
ひとり親世帯(f)	44	50	64	64
f/C(%)	6.5	7.9	11.9	13.6
その他家族世帯(e)	216	185	127	105
e/C(%)	31.7	29.4	23.5	22.2

資料：国勢調査

■6歳未満・18歳未満の子どものいる世帯数・割合の推移

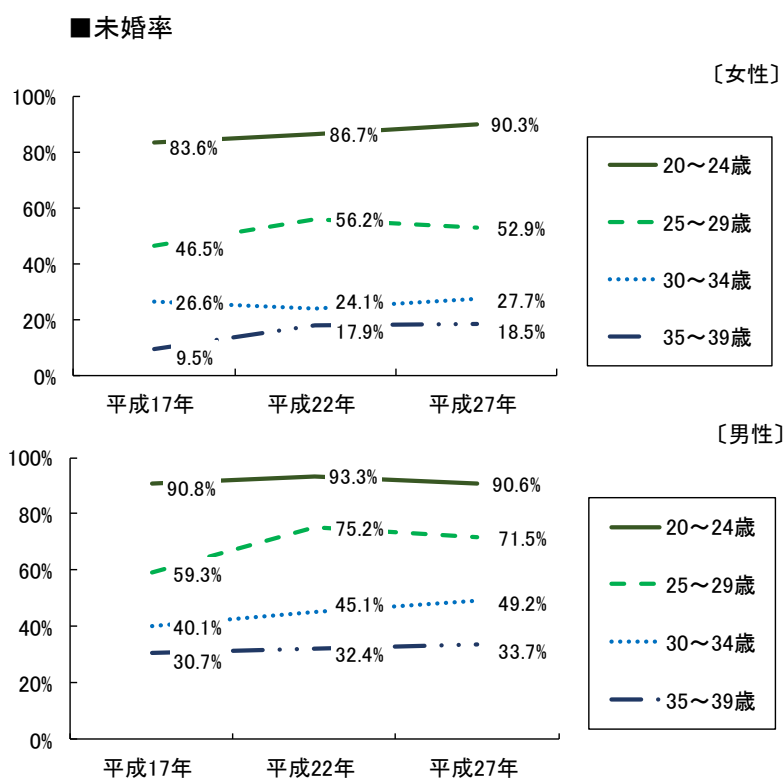


2 結婚や就業の状況

(1) 未婚率

本町における20～30歳代の未婚率について、平成17年、平成22年、平成27年の推移をみると、男女ともに25～29歳の年齢層で、平成22年を下回ったものの、他の年齢層における未婚率は上昇傾向となっています。

また、平成27年における本町の未婚率について、北海道・全国値と比較すると、女性については25～39歳の年齢層で本町の割合が低く、男性については20～34歳の年齢層で本町の割合が高くなっています。



		平成17年	平成22年	平成27年	平成27年 (北海道)	平成27年 (全国)
女性	20～24歳	83.6%	86.7%	90.3%	87.4%	88.0%
	25～29歳	46.5%	56.2%	52.9%	58.5%	58.8%
	30～34歳	26.6%	24.1%	27.7%	35.8%	33.6%
	35～39歳	9.5%	17.9%	18.5%	25.9%	23.3%
男性	20～24歳	90.8%	93.3%	90.6%	90.6%	90.5%
	25～29歳	59.3%	75.2%	71.5%	67.7%	68.3%
	30～34歳	40.1%	45.1%	49.2%	45.6%	44.7%
	35～39歳	30.7%	32.4%	33.7%	34.7%	33.7%

資料：国勢調査

(2) 平均初婚年齢

北海道の平均初婚年齢は、全国より若干低い傾向ですが、夫、妻ともに年々上昇しています。

■平均初婚年齢の推移

区 分	夫		妻	
	北海道	全国	北海道	全国
昭和 60 年	27.7 歳	28.2 歳	25.4 歳	25.5 歳
平成 2 年	28.0 歳	28.4 歳	25.8 歳	25.9 歳
平成 7 年	28.1 歳	28.5 歳	26.2 歳	26.3 歳
平成 12 年	28.3 歳	28.8 歳	26.8 歳	27.0 歳
平成 17 年	29.2 歳	29.8 歳	27.8 歳	28.0 歳
平成 22 年	30.1 歳	30.5 歳	28.7 歳	28.8 歳
平成 27 年	30.7 歳	31.1 歳	29.3 歳	29.4 歳
平成 28 年	30.7 歳	31.1 歳	29.4 歳	29.4 歳
平成 29 年	30.7 歳	31.1 歳	29.3 歳	29.4 歳

資料：厚生労働省「人口動態統計年報」

(3) 第1子出生時の母親の平均年齢

第1子出生時の母親の平均年齢は、北海道、全国ともに年々高くなり、第1期画期間においては、ほぼ横ばいで推移しています。

■第1子出生時の母親の平均年齢の推移

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年
北海道	27.2	27.7	28.6	29.5	30.3	30.3	30.3
全国	27.5	28.0	29.1	29.9	30.7	30.7	30.7

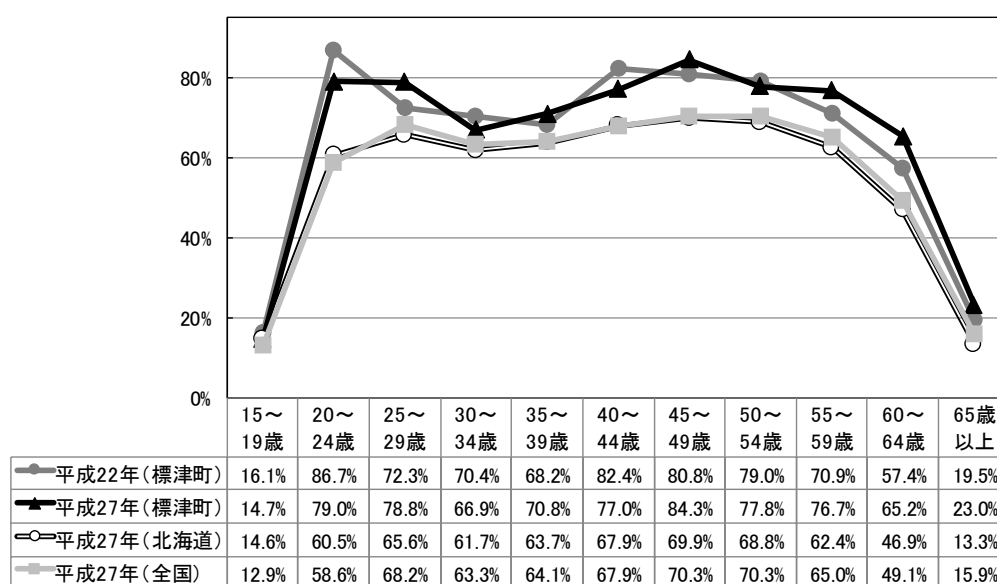
資料：厚生労働省「人口動態統計」

(4) 女性の就業状況

本町における女性の就業率は、全年齢階層で北海道や全国より高い傾向にあります。

その中で、30歳代で就業率が低くなり、M字型曲線の名残が見受けられます。結婚や出産の影響によるものと思われます。

■女性の年齢階層別就業率（北海道と全国との比較）



資料：国勢調査

3 子育て環境の状況

(1) 認定こども園の状況

本町には、認定こども園として標津認定こども園、川北認定こども園があります。平成29年4月に、標津幼稚園と双葉保育園、川北つくし保育園と川北幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園として開園しました。

■常設保育所・認定こども園の入所数等の推移（各年度4月1日現在）

区分	単位	平成 27年度※	平成 28年度※	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1号認定(3～5歳児)	(人)	52	52	40	37	44
2号認定(3～5歳児)		68	67	81	87	88
3号認定(0～2歳児)		30	26	42	47	48
0歳児		0	0	4	2	4
1・2歳児		30	26	38	45	44
待機児童数		0	0	0	0	1
保育士数(うちパート)		-	-	24(12)	24(11)	28(14)

※幼稚園利用者を1号認定、保育園利用者を2号・3号認定としています

■各種保育サービスの実施状況

施設名	定員	実施保育サービス	
		開所時間	対象児童
標津認定こども園	186人	【1号認定】 月～金（通常）8：30～13：30 月～金（預かり保育）13：30～16：00	満6か月～ 5歳児
川北認定こども園		【2・3号認定】 月～金 7：30～18：30 土曜日 7：30～17：45 (土曜日は希望保育)	

(2) 児童生徒の状況

平成31年（令和元年）度現在、本町には、小学校2校、中学校2校、高校が1校あります。

■学校数、児童生徒数等の推移

区 分		単 位	平 成 27 年度	平 成 28 年度	平 成 29 年度	平 成 30 年度	平 成 31 年度
小 学 校	学 校 数	人	2	2	2	2	2
	学 級 数		12	12	12	12	12
	特別支援学級数		5	6	6	7	8
	児 童 数		278	279	265	265	254
	教 員 数		37	40	39	38	40
中 学 校	学 校 数		2	2	2	2	2
	学 級 数		8	7	6	6	6
	特別支援学級数		3	4	5	5	4
	生 徒 数		181	167	160	154	147
	教 員 数		35	34	33	33	33
高 校	学 校 数		1	1	1	1	1
	学 級 数		6	6	6	6	6
	生 徒 数		176	184	191	171	149
	教 員 数		23	23	24	24	23

教員数：本務者

特別支援学級：小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級。学校教育法の第81条に規定があり、これに基づいた学級のため、81条学級ということもある。

(3) 子育て支援サービス

1) 放課後児童クラブ

保護者が仕事などのために、放課後家庭にいない小学校低学年の児童を預かり、適切な遊びと生活の場を与える事業です。

本町では、小学6年生までを対象に現在2か所で実施しています。

利用状況は、次の表のとおりです。

■放課後児童クラブ（キラリ児童館）の状況（各年4月1日現在）

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
対象児童数	85	86	176	177	168
在籍者数	29	36	44	47	54
在籍割合（％）	34.1	41.9	25.0	26.6	32.1

■放課後児童クラブ（川北児童館）の状況（各年4月1日現在）

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
対象児童数	89	95	91	88	87
在籍者数	80	82	77	80	80
在籍割合（％）	89.9	86.3	84.6	90.9	92.0

■放課後児童クラブの実施場所等（平成31年4月1日現在）

開設場所	標津町キラリ児童館	川北児童館
利用対象者	小学校1年～6年生	小学校1年～6年生
開設時間	平日 13:00～18:00 土曜・長期休業日 8:30～18:00	

2) 児童館の状況

本町には、2か所に児童館があります。

キラリ児童館・川北児童館の利用件数は次の表のとおりです。

■キラリ児童館の状況（各年度末現在）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童指導員数	3	3	3	3
年間延利用人数	6,417	6,211	6,773	6,282
月平均利用人数	535	518	564	524

■川北児童館の状況（各年度末現在）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童指導員数	3	3	3	3
年間延利用人数	8,620	9,845	9,427	9,666
月平均利用人数	718	820	785	805

3) 親子交流館・親子ふれあいひろば

「親子交流館（おひさま）」、「親子ふれあいひろば（ポップコーン）」を拠点に、子育ての相談、子育て中の親の交流の場、情報提供、遊び教室の実施、サークルの支援などを行っています。

親子交流館・親子ふれあいひろばの利用件数は次の表のとおりです。

■子育て支援センターの状況（各年度末現在）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
おひさま	実施回数	235	237	239	147
	利用延べ人数	1,957	4,559	1,440	1,907
	利用世帯数	989	2,300	720	952
ポップコーン	実施回数	143	143	229	237
	利用延べ人数	1,161	1,662	1,809	2,350
	利用世帯数	524	734	826	1,030

■子育て支援センター相談件数（各年度末現在）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
家族	0	0	0	0
健康	0	0	0	2
その他	0	0	0	0

4) 障がい児サービス実施状況

障害者自立支援法に基づき提供されていた児童デイサービスは、平成24年度から児童福祉法に基づき、児童発達支援と放課後等デイサービスが提供されています。

■障がい児サービスの状況

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
児童発達支援	支給決定実人数	11	10	17	17
	延利用日数	721	702	958	757
放課後等デイサービス	支給決定実人数	8	10	10	8
	延利用日数	147	112	215	271

5) 青少年団体等の状況

青少年団体等の状況は、次の表のとおりです。

■青少年団体等の状況

区 分	各 種 団 体					
	子ども会		スポーツ少年団		PTA	
	団体数	会員数	団体数	団員数	団体数	会員数
平成27年度	3	63	15	226	7	678
平成28年度	3	66	13	221	7	582
平成29年度	3	64	13	222	7	772
平成30年度	3	63	14	223	7	737

6) 民生委員児童委員の活動状況

民生委員児童委員の活動状況は、次の表のとおりです。

■児童委員等の活動状況

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
民生委員児童委員数	19	19	19	19
主任児童委員数	2	2	2	2
相談指導件数（児童に係わるもの）	17	11	7	14

7) 公園等の遊び場の整備状況

公園等の遊び場の整備状況は次の表のとおりです。

■ 公園等の遊び場の整備状況

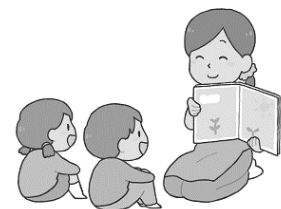
公園名	所在地	遊具	ベンチ	水のみ場	トイレ
サーモンパーク	弥栄町	○	○	○	○
桜づつみ公園	弥栄町	×	○	×	×
しべつ「海の公園」	本町・鳩ヶ丘町	×	○	○	○
図書館前児童公園	緑町	○	○	×	×
緑町児童公園	緑町	○	○	×	×
若草町なかよし公園	若草町	○	○	×	×
望ヶ丘森林公園	望ヶ丘町	○	○	○	○
弥栄町児童公園	弥栄町	○	○	×	×
曙町児童公園	曙町	○	○	×	×
新川上町公園	新川上町	×	×	×	×
農林公園（球場前芝生）	鳩ヶ丘町	×	○	○	○
川北農村公園（自然公園）	桜ヶ丘町	○	○	○	○
川北寿わんぱく公園	寿町	○	○	×	×
川北共栄旭わんぱく公園	共栄旭町	○	○	×	×
住吉町児童公園	住吉町	○	○	×	×
伊茶仁児童公園	伊茶仁	○	○	×	×



8) 子どもと親のための社会資源・地域組織活動

■子どもと親のための社会資源・地域組織活動等-1

施設及び団体等	活動内容	担 当
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・通常保育サービス ・特別保育サービス ・一時保育サービス（一時預かり） 	認定こども園
標津町児童発達支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業 ・発達支援事業 	標津町児童発達支援事業所
親子交流館 親子ふれあいひろば	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びのひろば ・育児相談 ・サークル支援 ・親同士の情報交換の場 ・子育てはがき ・園開放 ・情報の提供 	子育て支援センター 川北生涯学習センター
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・お話会（絵本読み聞かせ） ・標津町版ブックスタート（3～4か月児親対象） 	図書館
児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊び場 ・放課後児童クラブ ・子育て相談事業 	児童館
生涯学習センター	<ul style="list-style-type: none"> ・通学合宿 ・体験教室（サイエンスフェア等） ・夏休みラジオ体操 ・「親子ふれあいひろば」の開設 ほか 	生涯学習センター
総合体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・各種大会、スポーツ講習会・教室の開催 ・ふれあいスポーツデー ・オホーツクマラソン大会 ほか 	総合体育館
保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業 ・健診事業 ・予防接種事業 ・訪問事業 ほか 	保健福祉センター



第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

■子どもと親のための社会資源・地域組織活動等-2

施設及び団体等		活動内容	担 当
人材	民生委員児童委員 (主任児童委員) 活動	・子どもをめぐる様々な問題についての相談活動 ・行政機関とのパイプ役 ・地域のネットワークづくり	保健福祉センター
	スポーツ推進委員	・スポーツ全体のコーディネーター ・スポーツ行事の企画・運営 ・スポーツ指導	総合体育館
団体	町内会	・神社祭への参加 ・子ども会の活動 (キャンプ、遠足、ごみ拾いほか)	町内会
	健全な青少年を育てる標津町民の会	・あいさつ運動の推進	生涯学習センター
	子育てサークル	・親同士の情報交換の場 ・子どもの遊び場	子育て支援センター
	町スポーツ協会 スポーツ少年団	・スポーツ協会 (19 団体) ・スポーツ指導 (28 団体) ・スポーツ少年団 (14 団体)	総合体育館
	標津スポーツクラブ すぽっと	・スポーツ体験教室 ・こども軽スポーツまつり ・ごみ拾いサイクリング ・金山スキー場祭り ほか	総合体育館
	水泳協会	・子ども水泳指導	総合体育館
	スケート協会	・子どもスケート指導	総合体育館
	さわやか体操会	・ラジオ体操指導	総合体育館
	老人クラブ	・世代間交流 ・伝承活動 (そばづくり、学校花壇整備)	保健福祉センター
	社会福祉協議会	・ボランティア教育の推進 ・高校ボランティア部の育成支援	保健福祉センター
その他	巡回児童相談	・児童相談所との連携による障がい児に対する相談及び指導	保健福祉センター 標津町児童発達支援事業所



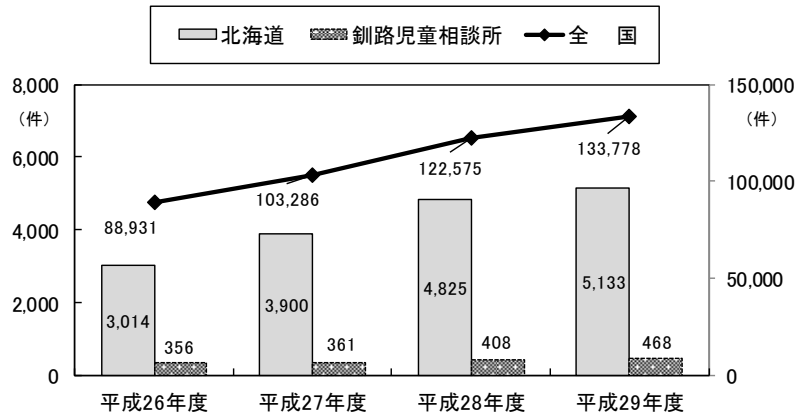
(4) 子ども・子育てをめぐる問題の動向

1) 児童虐待相談対応件数

全国的に児童虐待の相談件数は増加傾向にあります。

釧路児童相談所における対応件数は、次の表のとおりです。

■児童虐待相談取り扱い件数



(単位：件)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全国	88,931	103,286	122,575	133,778
北海道	3,014	3,900	4,825	5,133
釧路児童相談所	356	361	408	468

資料：北海道釧路総合振興局保健環境部児童相談室（北海道釧路児童相談所）

■相談内容別対応件数（釧路児童相談所対応）

(単位：件)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体的	23	26	37	33
性的	0	0	1	5
ネグレクト	47	74	47	92
心理的	156	171	205	238
計	226	271	290	368

資料：北海道釧路総合振興局保健環境部児童相談室（北海道釧路児童相談所）

児童虐待とは、親又は親に代わる保護者等による以下の行為

1. 身体的虐待：生命・健康に危険のある身体的な暴行
2. 保護の怠慢（ネグレクト）：保護者の怠慢や拒否により健康的状態や安全を損なう行為
3. 性的虐待：性交、性的暴行、性的行為の強要
4. 心理的虐待：暴言や差別などの心理的外傷を与える行為

2) いじめ・不登校・少年非行等の状況

根室教育局では、いじめや不登校などの問題行動の状況を把握し、長期的・短期的な対策を的確に構じるために、教育局内に「根室管内いじめ・不登校等対策推進本部」を設置し、関係機関・団体、教育委員会などと連携を深め、問題の解決に努めています。また、いじめの問題に悩む子どもたちや保護者からの電話による相談を受けています。

本町のいじめ、不登校等の件数は、次の表のとおりです。

■いじめ・不登校等の件数

(単位：件)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
い じ め 件 数	1	0	0	2
不 登 校 件 数	0	1	1	4
少 年 非 行 件 数	0	0	0	0

資料：教育委員会



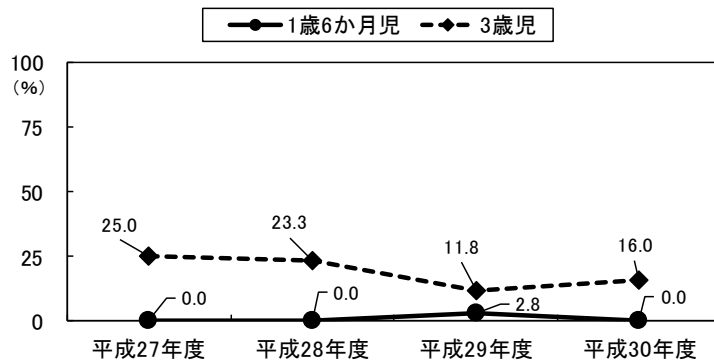
(5) 保健事業

1) 健康診査の受診状況

■健康診査の受診状況

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
乳児健診	対象者数(人)	43	33	49	35
	受診者数(人)	43	33	48	35
	受診率(%)	100.0	100.0	98.0	100.0
1歳6か月児健診	対象者数(人)	32	41	39	49
	受診者数(人)	32	41	39	49
	受診率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0
3歳児健診	対象者数(人)	40	43	34	50
	受診者数(人)	40	43	34	50
	受診率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0

■乳幼児歯科健診のう歯罹患率



区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
1歳6か月児	受診者数(人)	32	40	36	49
	う歯あり(人)	0	0	1	0
	罹患率(%)	0.0	0.0	2.8	0.0
3歳児	受診者数(人)	40	43	34	50
	う歯あり(人)	10	10	4	8
	罹患率(%)	25.0	23.3	11.8	16.0

2) 母子健康相談等の状況

■訪問相談等の実施状況

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
母子健康手帳交付	交付件数(件)	42	44	46	47
妊婦健康診査	利用者数(人)	475	523	519	479
妊産婦訪問指導	訪問件数(件)	45	37	58	37
乳幼児訪問指導	訪問件数(件)	55	47	58	44

■相談・指導等の実施状況

(単位：回、人)

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
ママパパスクール (妊娠期の両親教室)	開催回数	5	7	3	4
	延参加人数	11	24	10	13
乳幼児健康相談	開催回数	12	12	12	12
	延参加人数	146	178	207	239
離乳食教室	開催回数	6	6	6	6
	延参加人数	19	18	24	20

3) 乳幼児医療等の状況

■乳幼児医療費支給状況

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
受給者証交付件数(件)	243	251	255	253
医療費支給件数(件)	3,708	3,747	5,588	4,790
支 給 額(千円)	5,831	4,969	6,025	5,114
1件当たり平均額(円)	1,573	1,326	1,078	1,068

※ 通院件数は、歯科・調剤を含む。

4 アンケート調査の結果

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

本町では、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に給付・事業を実施することになりました。

この調査は、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、計画作成の資料とするために行いました。

2) 調査対象及び調査方法等

1) 調査の構成	就学前児童を持つ保護者対象の調査(家庭単位) 小学生児童をもつ保護者対象の調査(家庭単位)
2) 調査対象	就学前児童及び小学生児童のいる全家庭
3) 調査地域	町内全域
4) 配付数	就学前児童のいる家庭:202票 小学生のいる家庭:194票
5) 調査基準日	平成30年12月1日
6) 調査期間	平成31年1月28日～平成31年2月12日
7) 調査方法	郵送による配付・回収(小学生への配付は学校から手渡し)

3) 回収結果

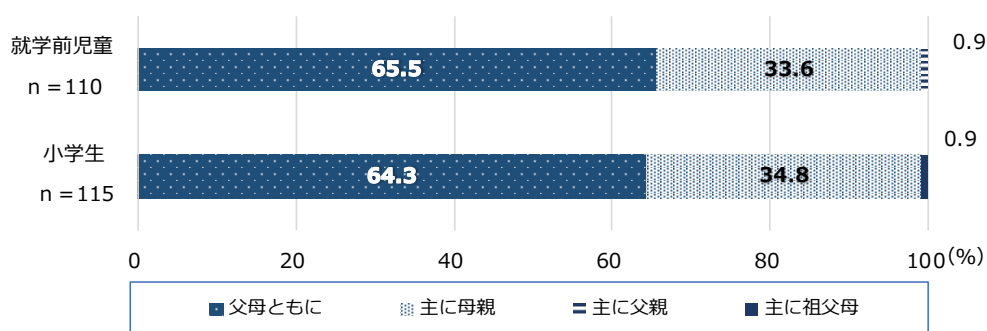
区分	就学前児童の保護者	小学生の保護者
1) 配付数 A	202票	194票
2) 回収数 B	110票	115票
3) 有効回収率 $B \div A \times 100$	54.5%	59.3%

(2) アンケート調査からの課題

1) 子育てを主にしている方

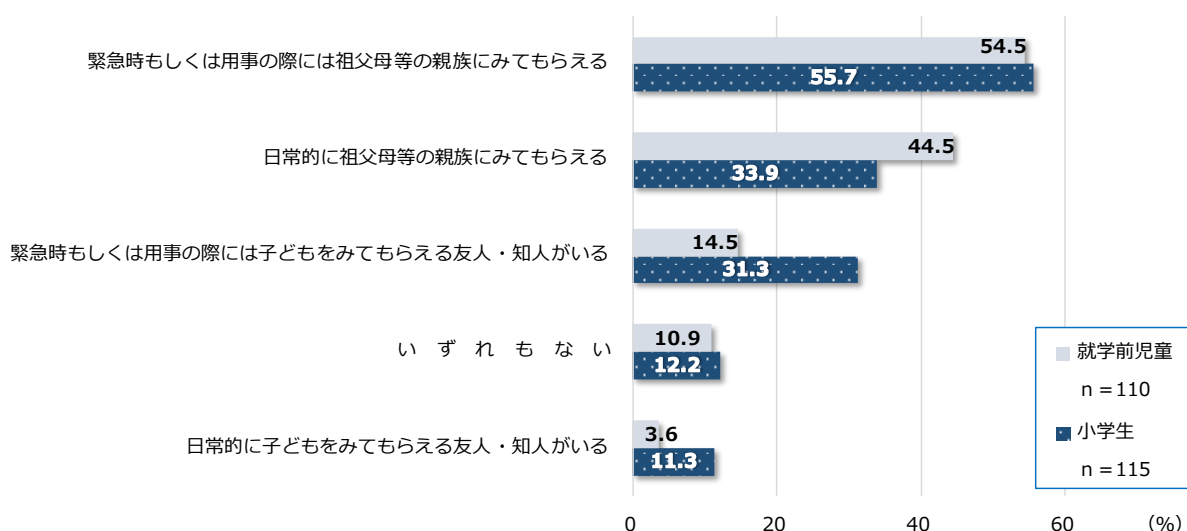
子育て（教育を含む）を主にしているのは、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が6割以上となっています。平成25年度に実施した調査結果では、「父母ともに」が5割強だったことを踏まえると、父母ともに子育てをするという意識が高まっていることが考えられます。

一方で、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「主に母親」と回答した方も3割以上おり、子育てに対する負担が母親に集中している家庭も未だ少なくはないと考えられます。



2) 子どもをみてもらえる親族・知人の存在

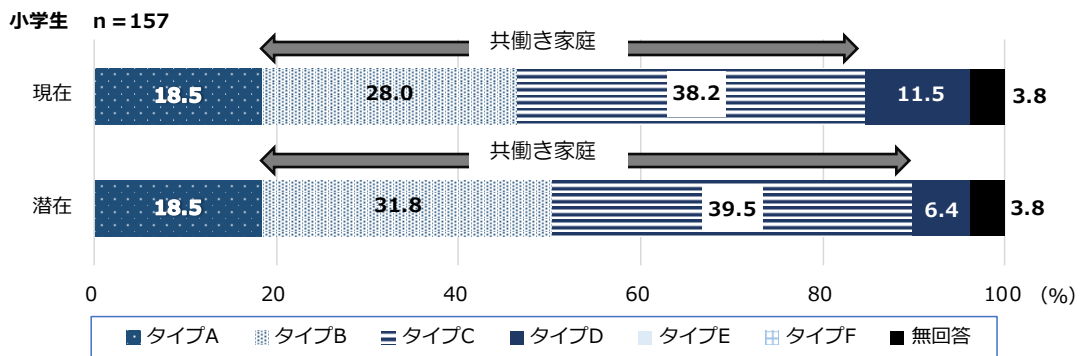
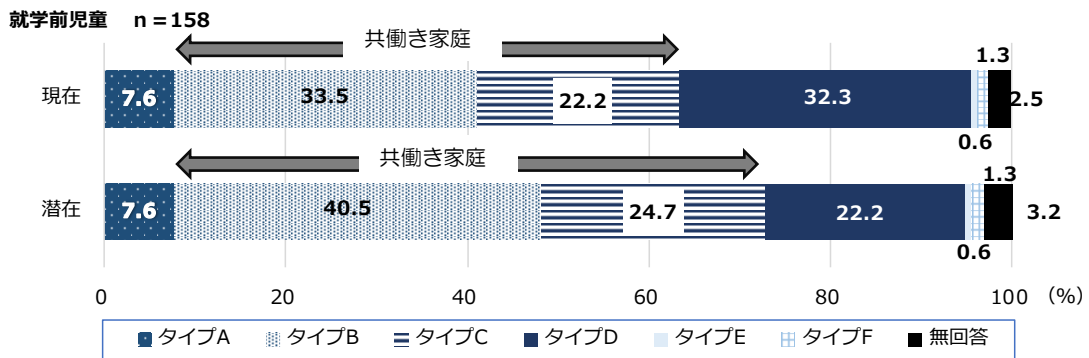
就学前児童保護者・小学生保護者ともに約10%の方が日常的あるいは緊急時にみてもらえる親族・知人の存在について「いずれもない」と回答しています。緊急時における支援が必要です。



3) 保護者の働き方の状況と子育てと就労を両立する環境

アンケート結果から得た回答に基づき、家庭類型の分類を行ったところ、「共働き家庭」の割合は、就学前児童保護者の約55%、小学生保護者の約65%となっています。また、潜在的な家庭類型（現在パートタイムの方の「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」、現在就労していない方の「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が実現した場合）の「共働き家庭」の割合は、就学前児童保護者の約65%、小学生保護者の約70%となり、就学前児童保護者では約10%増、小学生保護者では約5%増が見込まれます。

共働き家庭が増えていることから、職場、行政、家庭それぞれにおいて子育てと仕事の両立支援について考えていくことが必要となりますが、町としてはこども園や放課後児童クラブの充実が求められます。



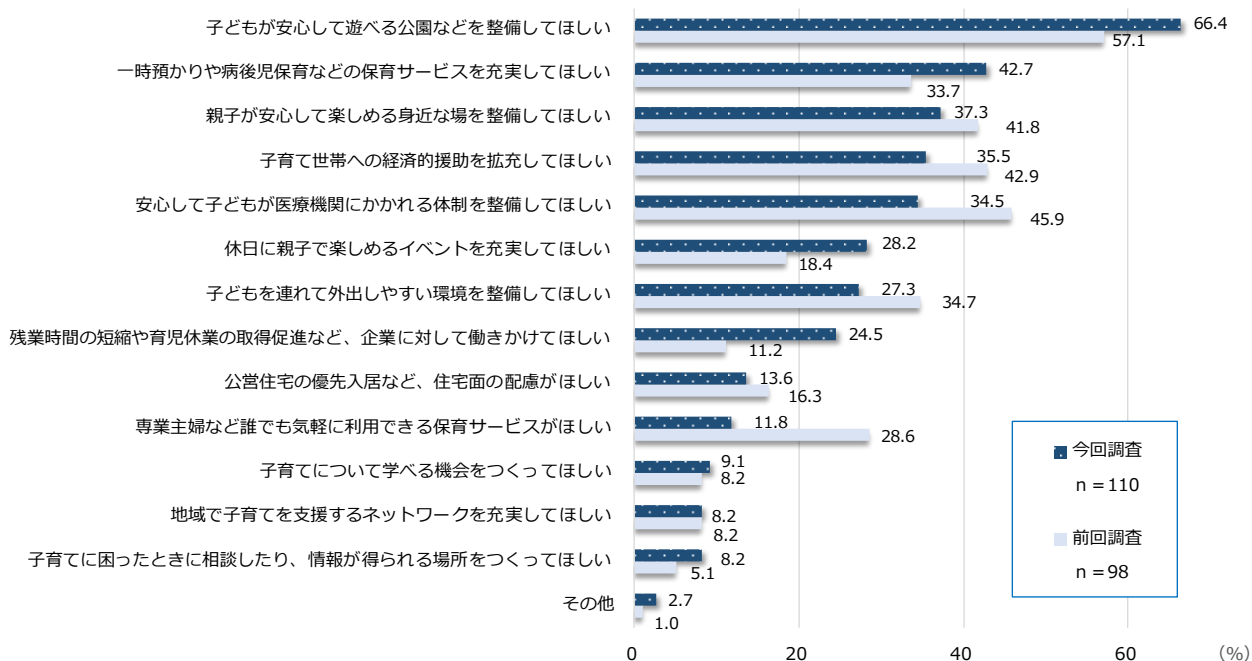
家庭類型とは、国の指針に基づき、両親の就労の状況から類型化したもの

父母の有無	父母の就労状況	家族類型
ひとり親家庭		タイプA
両親のいる家庭	フルタイム×フルタイム	タイプB
	フルタイム×フルタイム以外	タイプC
	フルタイムまたはフルタイム以外×無業	タイプD
	フルタイム以外×フルタイム以外	タイプE
	無業×無業	タイプF

4) 多様な保育サービスや遊び場の充実（就学前児童保護者）

子育て支援について、就学前児童保護者が町に求めていることとして、「子どもが安心して遊べる公園などを整備してほしい」が約 65%と突出して高くなっており、「一時預かりや病後児保育などの保育サービスを充実してほしい」が約 40%と続きます。

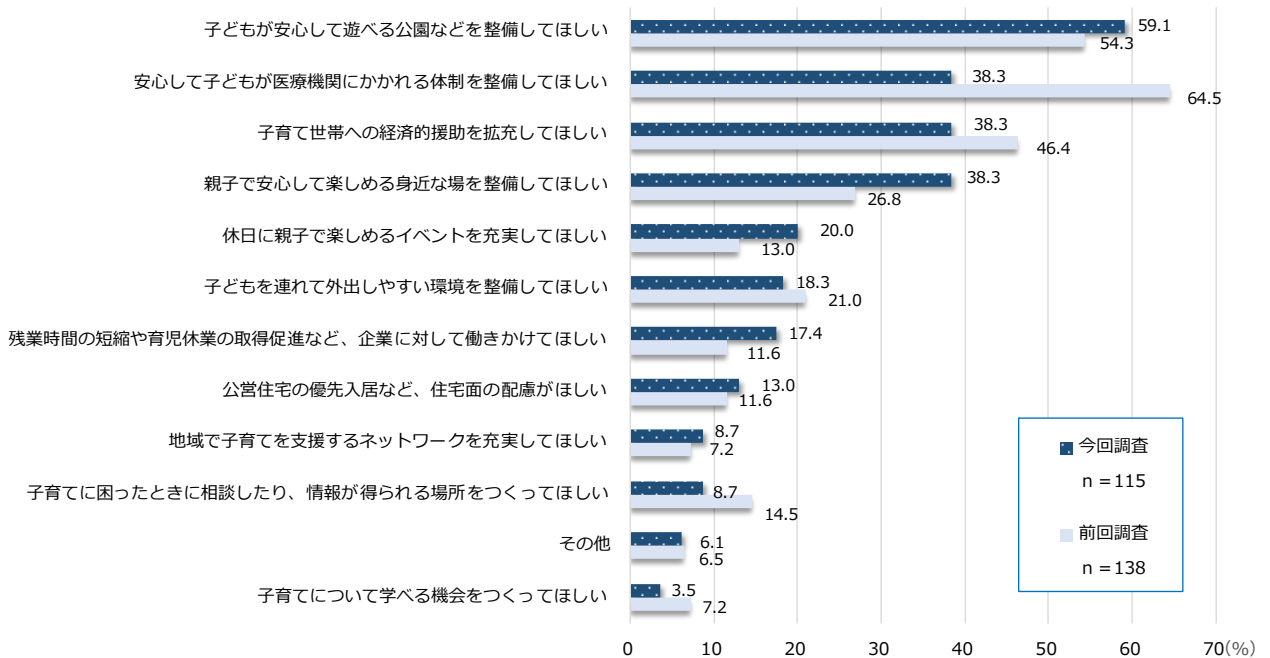
また、平成 25 年度に実施した調査結果と比較すると、「残業時間の短縮や育児休業の取得促進など、企業に対して働きかけてほしい」、「休日に親子で楽しめるイベントを充実してほしい」、「子どもが安心して遊べる公園などを整備してほしい」、「一時預かりや病後児保育などの保育サービスを充実してほしい」が約 10 ポイント増となっています。多様なニーズに応じた保育サービスや、子どもの遊び場へのニーズが高まっていることが考えられます。



5) 多様な保育サービスや遊び場の充実（小学生）

子育て支援について、小学生保護者が町に求めていることとして、「子どもが安心して遊べる公園などを整備してほしい」が約60%と突出して高くなっており、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」、「子育て世帯への経済的援助を拡充してほしい」、「親子で安心して楽しめる身近な場を整備してほしい」が約40%と続きます。

また、平成25年度に実施した調査結果と比較すると、「親子で安心して楽しめる身近な場を整備してほしい」が約10ポイント増となっています。就学前児童保護者同様、子どもの遊び場へのニーズが高まっていることが考えられます。



第3章 基本理念・視点・目標

基本理念・視点・目標については第1期計画を、引き継ぐものとします。

1 基本理念

急速な少子化の中で、明日を担う子どもたちが心豊かで健やかに育つことは、将来の社会発展に欠くことのできないものであり、地域全体で支えていくことが求められています。

本町は「小さくても美しく楽しい活力のある町・標津町」の理想郷を実現するために、優れた特性である豊かな自然環境などの社会資源を有効に活用しながら、「誰もが住んで良かった」と言える誇りのもてる個性豊かなまちづくりを進めています。

また、「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」の下に、結婚・子宝・子育ての政策を展開し、子育て家庭への支援に努めています。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。生まれてくる子どもたちが家族や地域に心から祝福され、子育てを通じて喜びに満ちた生活を送ることができる地域社会を築くため、「標津町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

豊かな海・山・川の大自然の中で
のびのびと「子ども・家庭・地域」が育つ町

2 基本的な視点

(1) 子どもの視点（子どもの成長や発達を支援する基盤づくり）

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であり、子育て支援策の推進については、子どもの幸せを第一に考え、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、子どもは次代の親になるという認識の下、子どもの健全育成のための基盤づくりを進めていきます。

(2) 保護者の視点（子どもを生み育てることに喜びを感じる環境づくり）

保護者の育児を肩代わりするのではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安・孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援していきます。

(3) 地域の視点（子どもと保護者を地域全体で支援する体制づくり）

子どもが育つということは、身体や運動的な側面をはじめ、知的側面、情操や道徳的側面あるいは対人的側面など多岐にわたります。このような多岐な側面が育つ過程において、親以外の多くの大人が関わる必要があります。子どもや親がいろいろな人から見守られている安心感や信頼感がもてるよう、川や海などの自然の豊かさや温かい人間関係などのわが町の資源を生かし、地域全体で支援していく体制づくりを進めていきます。

3 基本目標

(1) 地域における子育て支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう支援を行うため、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援ネットワークの形成など、地域資源等を活用した取組を推進します。

(2) 母親や子どもの健康の確保及び増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、子どもを安心して生み、ゆとりを持って育てるための基盤となるものです。妊娠早期からの健康管理・保健指導を強化し、妊娠・出産・子育てが安全で安心してできるような取組を推進します。

(3) 子どもの教育環境の整備

次代の担い手である子どもが、活気あふれた学校生活をおくり、社会の中で主体的に生きていくことができるよう、個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが必要です。

このため、学校・家庭・地域の教育力を向上させるため、支援の充実などの取組を推進するとともに、子どもを生み育てることに喜びを実感できる教育環境の整備を推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

地域で育つ子どもが安心して快適に暮らすことができるよう、子どもや子育て家庭に配慮した居住環境の充実に努めます。

また、核家族化などによる地域における人間関係の希薄化や情報社会の進行など、子どもを取り巻く環境は大きく変わっています。子どもが災害や事故・犯罪などに巻き込まれることを防ぐため、関係機関と連携した活動を推進します。

(5) 職業生活と家庭生活の両立の推進

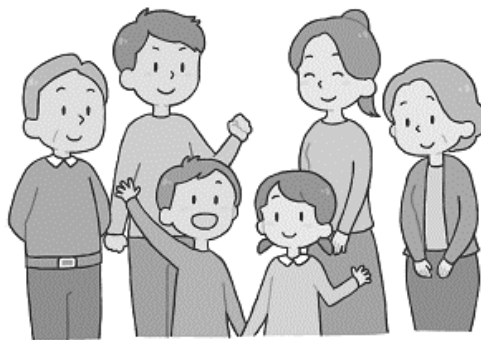
仕事と子育てを両立させるためには、働き方の見直しや意識改革が必要です。国・道・関係団体等と連携を図りながら、仕事と生活の調和の実現のため、仕事と子育ての両立を支援する法律や制度などの広報・啓発活動や相談体制の充実に努めます。

(6) 支援を必要とする児童への取組の推進

児童虐待防止対策の充実、母子家庭等一人親家庭の自立支援、障がい児施策の充実等を通じ、支援を必要とする児童に対して、地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

(7) 出産や子育てへの経済的な支援

町の基本計画である「ふるさと新生プラン ステップⅡ」をより推進させるため、「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」に基づき、出産や子育てに関する経済的支援を図ります。



第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 新制度の全体像

【子ども・子育て関連3法の成立に伴う新たな制度の創設】

平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、公布されました。これにより、自治体による子ども・子育て支援（次世代育成支援）施策は、新しいステージを迎えることになりました。

『子ども・子育て支援新制度』は、「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めていくための新たな制度のことです。

子ども・子育て関連3法

◇子ども・子育て支援法

◇認定こども園法の一部改正法

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律）

◇子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

【新制度の目的】

子育てをめぐる様々な課題を解決し、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、新制度では次の3つの目的を掲げています。

子ども・子育て支援新制度の目的

◇質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

◇保育の量的拡大・確保

◇地域の子ども・子育て支援の充実

2 新制度の体系

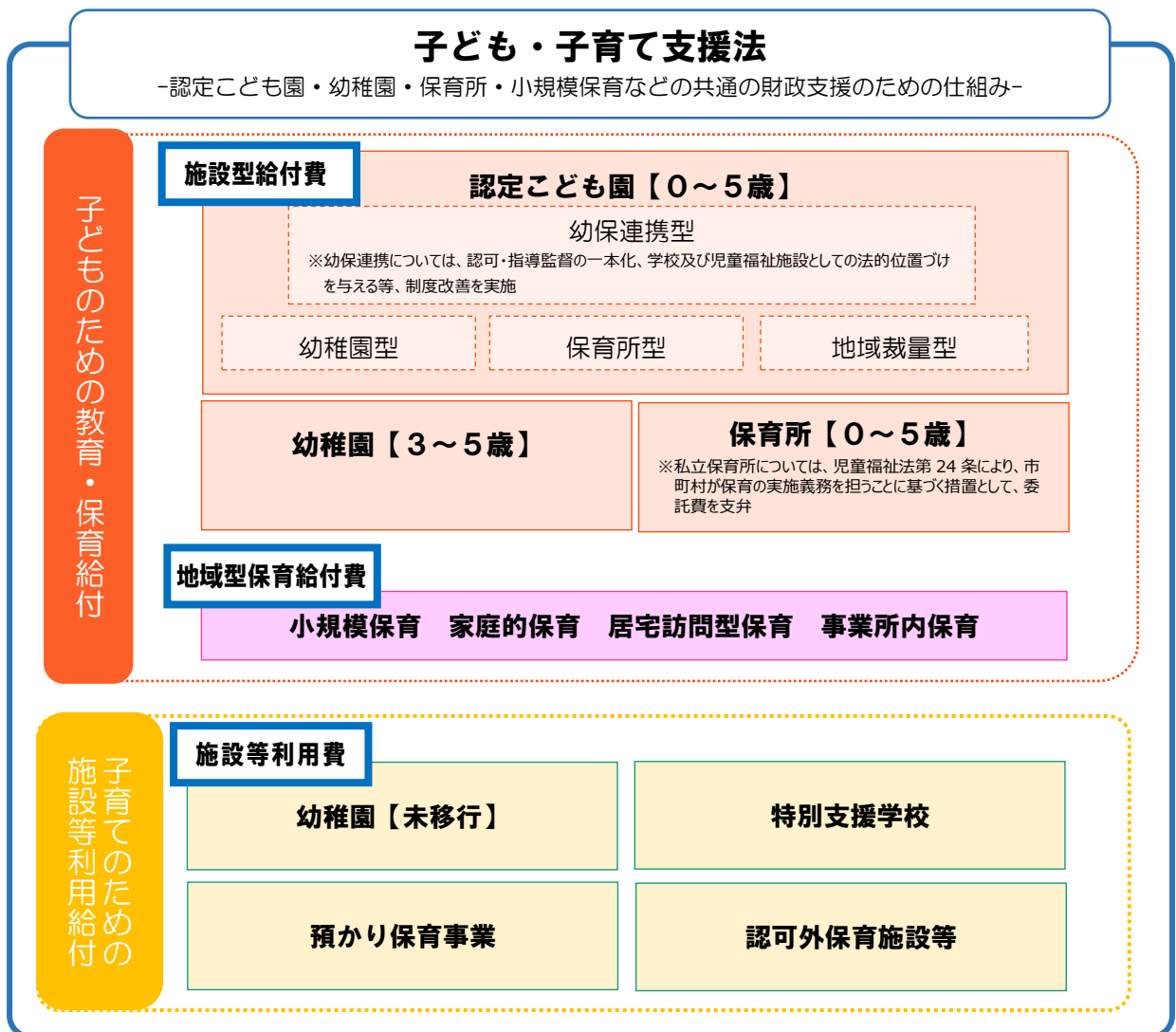
新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設を「教育・保育施設」とし、共通の制度により財政支援（教育・保育給付）が行われます。

また、「教育・保育給付」は、都道府県認可の「施設型給付」と市町村認可の「地域型保育給付」に分かれます。いずれの給付についても確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から教育・保育施設に直接支払う仕組み（法定代理受領）です。

さらに、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い創設された「子育てのための施設等利用給付」によって、認可外保育施設等も対象となります。

(1) 子どものための教育・保育給付

■子ども・子育て支援給付の種類



子育てのための施設等利用給付

施設等利用費

幼稚園【未移行】

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

1) 施設型給付

「施設型給付」の対象となる幼稚園、認可保育所、認定こども園は、市町村による確認を受け、「特定教育・保育施設」となり、市町村が事業者に対して施設型給付費を支給します。

また、私立の幼稚園は、従来の私学助成及び「施設等利用給付」による制度か、「特定教育・保育施設」になるかを法人が選択することになります。

■施設型給付の内容

施設	対象年齢	特徴
幼稚園	3～5歳	<p>小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校</p> <p>利用時間：昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施 利用できる保護者：制限なし</p>
認定こども園	0～5歳	<p>教育と保育を一体的に行う施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です（平成18年に導入）。 ● 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行がしやすくなりました。 <p>【3つのポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の働いている状況に関わりなく、3～5歳のどのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。 ● 保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。 ● 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どもご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。 <p>※0～2歳のお子さんが通園する場合は、保育の必要性の認定を受けることが必要です。</p>
保育所	0～5歳	<p>就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設</p> <p>利用時間：夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施 利用できる保護者：共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者</p>

資料：子ども・子育て支援制度「なるほどBOOK」 内閣府・文部科学省・厚生労働省

2) 地域型保育給付

施設（原則20人以上）より少人数の単位で、「0～2歳児」の子どもを預かる事業です。

「地域型保育給付」の対象は、「小規模保育」（利用定員6人以上19人以下）、「家庭的保育」（利用定員5人以下）、「居宅訪問型保育」（子どもの居宅で保育）、「事業所内保育」（従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもに保育を提供）の4類型で、市町村が条例に基づき事業所を認可し、「施設型給付」と同様に、保育の必要性の認定を受けた子どもに保育を提供します。

地域型保育の類型

小規模保育

- 少人数（定員6～19人）を対象に、保育を行います。
- 事業主体：市町村、民間事業者等

家庭的保育（保育ママ）

- 少人数（定員5人以下）を対象に、家庭的な雰囲気のもとで、保育を行います。
- 事業主体：市町村、民間事業者等

事業所内保育

- 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
- 事業主体：事業主等

居宅訪問型保育

- 障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。
- 事業主体：市町村、民間事業者等

3) 施設等利用費

「施設型給付」と「地域型保育給付」の対象外である、新制度に未移行の幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設等について、保育の必要性の認定を受けた子どもが利用する場合は、「施設等利用費」を支給します。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、創設されました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

新制度では、「教育・保育給付」とともに、地域における子ども・子育て支援に関する様々なニーズに応えることができるよう、延長保育や病児保育、一時預かり、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健診など、13の事業を市町村の実施する「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け、国が財政支援を行います。

地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた13事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業（時間外保育事業）
- ⑩ 病児保育事業
- ⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(3) 保育の必要性の認定について

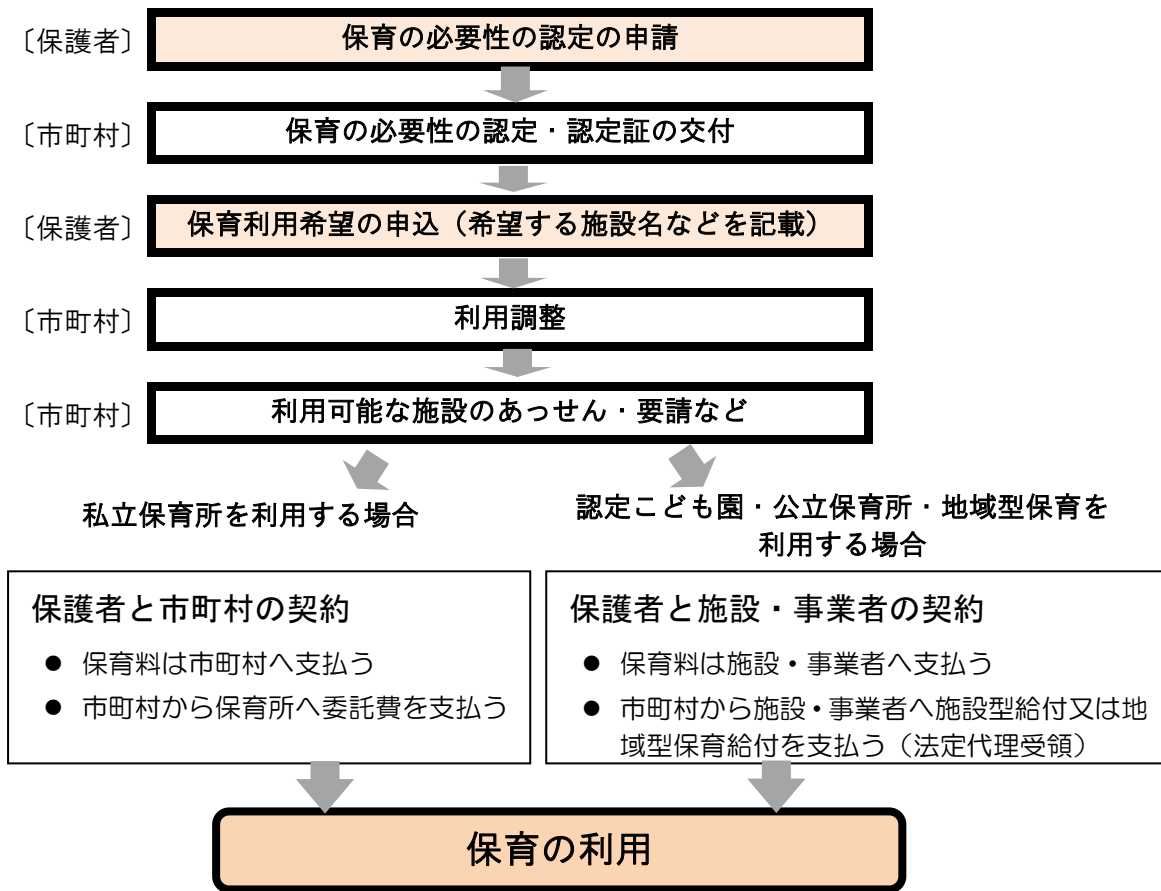
「保育に欠ける（保護者が子どもを保育することができず、同居している親族も保育できないような状態）」ことが保育所に入れる条件でしたが、新制度では、保育に欠ける欠けないにかかわらず、幼児期の学校教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、客観的な基準のもとに保育の必要性の有無や必要量を認定することになりました。

幼児期の学校教育・保育を受けることを希望する保護者は、市町村に申請して「保育の必要性の認定（支給認定）」を受け、市町村は認定結果に応じた「認定証」を発行します。認定された保育の必要性の有無や保育の必要量に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園などの中から、保護者がそれぞれのニーズに合った施設や事業を選択し、市町村は必要に応じた相談、調整などを行います。

【認定区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する子ども	保育所 認定こども園 地域型保育

新制度における保育を必要とする場合の利用手順



3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、教育・保育提供区域を設定します。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定めることとされていますが、本町では各事業の実施状況も踏まえ、全町1区域と設定します。

4 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 推計人口

本町の平成31年4月1日の小学生以下の子どもの人口は515人（就学前児童262人、小学生253人）となっています。

推計人口からは、令和2年に528人（就学前児童268人、小学生260人）だったものが、令和6年には556人（就学前児童268人、小学生288人）に微増することが見込まれます。

年齢	実績	推				計	
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	39	42	40	42	42	40	
1歳	45	40	43	41	43	43	
2歳	45	48	41	45	43	45	
3歳	46	46	49	43	46	44	
4歳	42	49	47	52	46	49	
5歳	45	43	50	49	55	47	
小計	262	268	270	272	275	268	
6歳	40	45	44	50	49	55	
7歳	48	39	46	43	49	48	
8歳	38	50	40	48	45	51	
9歳	49	38	51	40	49	46	
10歳	40	47	39	50	39	48	
11歳	38	41	48	40	51	40	
小計	253	260	268	271	282	288	
合計	515	528	538	543	557	556	

※ コーホート変化率法により、平成29～31年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに推計。

(2) 幼児期の教育と保育

1) 1号認定（3歳以上保育の必要なし）

1号認定（3歳以上保育の必要なし）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園）による確保方策等を次のとおり設定します。

平成31年4月時点の実績は44人です。

区 分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	(人)	42	43	45	45	43
確保方策		42	43	45	45	43
特定教育・保育施設		42	43	45	45	43
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0

2) 2号認定（3歳以上保育の必要あり）

2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園）による確保方策等を次のとおり設定します。

平成31年4月時点の実績は88人です。

区 分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	(人)	89	91	95	95	90
確保方策		89	91	95	95	90
特定教育・保育施設		89	91	95	95	90
認可外保育施設		0	0	0	0	0

確保方策

本町には、令和元年度現在、幼保連携型認定こども園として、標津こども園、川北こども園の2園があり、1号定員は60人、2号定員は75人となっていますが、保育教諭等を確保する等、受け入れ体制を整備し、全ての希望者が入園できるよう調整に努めます。

3) 3号認定（3歳未満保育の必要あり）

3号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園）による確保方策等を次のとおり設定します。

平成31年4月時点の実績は0歳児4人、1・2歳児45人です。

【0歳児】

（単位：人）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	4	3	4	4	3
確保方策	4	3	4	4	3
特定教育・保育施設	4	3	4	4	3
地域型保育事業	0	0	0	0	0

【1・2歳児】

（単位：人）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	43	41	42	42	43
確保方策	43	42	42	42	43
特定教育・保育施設	43	42	42	42	43
地域型保育事業	0	0	0	0	0

確保方策

本町には、令和元年度現在、幼保連携型認定こども園として、標津こども園、川北こども園の2園があり、3号定員は、0歳児9人、1・2歳児42人となっていますが、保育教諭等を確保する等、受け入れ体制を整備し、全ての希望者が入園できるよう調整に努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	利用者支 援事業					
	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	0	0	0	0	0
	その他	1	1	1	1	1

※「その他」利用者支援事業以外の取組（自治体窓口による行政サービスを含む。）の箇所数

確保方策

こども園、保健福祉センターなど各部署で実施します。また、母子保健型に当たる子育て世代包括支援センターの設置に向けた検討をします。

2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

① 実績：平成30年度（2か所）

② 量の見込み

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	延利用人数（人回）/月	492	469	485	485	485
確保方策	箇所数	2	2	2	2	2

確保方策

標津地区は「親子交流館（おひさま）」、川北地区は「親子ふれあいひろば（ポップコーン）」において対応していきます。

3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

① 実績：平成30年度年間延べ回数（479人回）

② 量の見込み

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	年間延べ回数(人回)	560	588	588	560	560

確保方策

保健福祉センターにおいて、医療機関等で使用できる受診票を発行します。

4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

① 実績：平成30年度実人数（44人）

② 量の見込み

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	実人数(人)	42	40	42	42	40
事業実施予定		実施	実施	実施	実施	実施

確保方策

保健福祉センターにおいて対応にあたります。(保健師による訪問)

5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

- ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

① 実績：平成30年度年実人数（12人）

② 量の見込み

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	訪問実人数	10	10	10	10	10
事業実施予定		実施	実施	実施	実施	実施

確保方策

本町では、「要保護児童対策地域協議会」を組織し、児童相談所・福祉事務所・民生委員・教委・町で連携を取り、要保護児童の早期発見・対応を行います。

6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

① 実績

平成30年度実績	延べ人数(人日)	施設数(か所)
	0	0

② 量の見込み

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	年間延利用人数(人)	0	0	0	0	0
確保方策	年間延利用人数(人)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0

確保方策

本町には児童養護施設等がなく、子育て短期支援事業は実施の予定はありません。

7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

① 実績：本町では実績はありません。

② 量の見込み

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	年間延べ利用人数(人日)	0	0	0	0	0
確保方策	年間延べ利用人数(人日)	0	0	0	0	0

確保方策

本町では保護者からのニーズがないため実施の予定はありません。

8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

① こども園における1号認定を対象とした一時預かり（幼稚園型）

平成30年度実績	延べ人数(人日)	施設数(か所)
	4,932	2

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用意向日数 (利用者1人当たり平均利用日数)		115	115	115	115	115
量の見込み	年間延利用数(人日)	4,847	4,963	5,193	5,193	4,963
	延べ人数(人日)	4,847	4,963	5,193	5,193	4,963
確保方策	施設数(か所)	2	2	2	2	2

② こども園における在園児を対象とした一時預かり以外（未就園児対象）

平成30年度実績	延べ人数(人日)	施設数(か所)
	229	2

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	年間延利用数(人日)	258	247	254	254	254
	延べ人数(人日)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
確保方策	施設数(か所)	2	2	2	2	2

確保方策

引き続き、認定こども園で対応していきます。

9) 延長保育事業（時間外保育事業）実績

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

① 実績（単位：人）：本町では実績はありません

② 量の見込み（単位：人）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

確保方策

現在、月曜日から金曜日までは、7：30～18：00の開所時間です。
今後も現在の開所時間で対応していきます。

10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

① 実績

平成30年度実績	延べ人数(人日)	施設数(か所)
	0	0

② 量の見込み

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	年間延利用者数	198	199	201	203	198
確保方策	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0

確保方策

一定のニーズが見込まれますが、本町の病院には小児科はなく、専用スペースもないことから実施は難しいと考えられます。

11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

① 実績

平成31年4月時点実績	登録児童数(人)	施設数(か所)
	134人	2

② 量の見込み

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1年生	30	30	34	33	37
	2年生	24	28	26	30	29
	3年生	27	22	26	25	28
	4年生	15	20	16	19	18
	5年生	15	12	16	12	15
	6年生	11	13	10	13	10
	計	122	125	128	132	137
確保方策	登録児童数	140	140	140	140	140
	施設数	2	2	2	2	2

確保方策

標津地区は「キラリ児童館」、川北地区は「川北児童館」で対応します。

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

確保方策

本町において、事業の対象となる新制度に未移行の幼稚園はありません。近隣の自治体や、新たに対象となる民間事業者の申し出があった場合に検討を行います。

13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

確保方策

本町において、新たな民間事業者の参入は困難な状況にあると考えます。民間事業者の申し出があった場合に検討を行います。

第5章 子ども・子育て支援の取組

1 施策の体系 -

基本理念	豊かな海・山・川の大自然の中で のびのびと 「子ども・家庭・地域」が育つ町		
基本目標			
	主要な取組		事業名
(1) 地域における子育て支援			
	1) 保育サービスの充実	1	保育環境整備推進事業
		2	一時保育事業の充実
		3	幼児教育・保育の充実
		4	0・1歳児保育の充実
	2) 子育て支援サービスの充実	5	放課後児童健全育成事業
		6	地域子育て支援拠点事業
		7	開放事業「つどいの広場事業」
		8	こども園における子育て支援事業
	3) 子育て支援ネットワークづくり	9	要保護児童対策地域協議会
		10	子育て支援ネットワークの充実
		11	民生委員児童委員活動
		12	「子育て応援ガイドブック」の作成・配布
	4) 児童の健全育成	13	児童館運営事業
		14	子ども会の育成
		15	あいさつ運動
		16	子どもの居場所づくり
(2) 母親と子どもの健康の確保及び増進			
	1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	17	母子健康手帳の交付及び妊婦健康診査事業
		18	乳幼児健康診査事業
		19	乳幼児の肥満予防・改善
		20	乳幼児・児童生徒に対する歯科保健事業
		21	乳幼児の健康づくりに関する各種相談の実施
		22	産婦・新生児訪問指導
		23	両親学級「ママパパスクール」
	2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	24	性教育の実施
		25	「家庭教育講演会」の開催
		26	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施
		27	子どもの肥満予防・改善
	3) 「食育」の推進	28	栄養士による食指導の実施
		29	学校栄養教諭による食指導の実施
	4) 小児医療の充実	30	予防対策事業
(3) 子どもの教育環境の整備			
	1) 次代の親の育成	31	基本的な生活習慣やモラルの育成
	2) 学校の教育環境等の整備	32	チーム・ティーチング、少人数指導の実施

基本目標		
主要な取組	事業名	
(3) 子どもの教育環境の整備		
2) 学校の教育環境等の整備	33	A L Tの活用による英語教育の推進
	34	総合的な学習の時間等における外部講師の活用
	35	小中一貫教育の推進
	36	園小中高の連携
	37	道徳教育の充実
	38	生徒指導の充実
	39	生徒指導総合連携推進委員会の活動展開
	40	職業体験学習等の推進
	41	教育相談の充実
3) 家庭や地域の教育力の向上	42	こども元気アップ大作戦
	43	しべつキラリ発見隊
	44	通学合宿～きらり子ども塾
	25 (再掲)	「家庭教育講演会」の開催
(4) 子育てを支援する生活環境の整備		
1) 良好な居住環境の確保	45	町営住宅の入居
	46	児童遊園地
2) 防災意識の高揚	47	防災対策
	48	防災意識の高揚
3) 交通安全教育の推進	49	交通安全教室・交通安全街頭指導
	50	こぐまクラブの育成
4) 犯罪等の被害防止活動	51	町防犯協会の活動
	52	安全灯の支援・管理
	53	スクールモニター制度の推進
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進		
1) 仕事と子育ての両立の推進	54	「道民家庭の日」の普及促進
	55	育児休業制度の普及・促進
2) 仕事と子育てが両立しやすい環境の整備	1 (再掲)	保育環境整備推進事業
	4 (再掲)	0・1歳児保育の充実
	5 (再掲)	放課後児童健全育成事業
	10 (再掲)	子育て支援ネットワークの充実
(6) 支援を必要とする児童への取組の推進		
1) 児童虐待防止対策の充実	11 (再掲)	民生委員児童委員活動
	9 (再掲)	要保護児童対策地域協議会
2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	56	母子自立支援員等の周知
3) 障がい児施策の充実	57	標津町児童発達支援事業所「くれよんハウス」
	58	標津町教育支援委員会
	59	乳幼児の相談及び健診
(7) 出産や子育てへの経済的支援		
	60	あんしん出産支援事業
	61	産後ケア事業
	62	産婦健康診査事業
	63	新生児聴覚検査費助成事業
	64	出産祝い金の給付
	65	認定こども園利用料の無償化
	66	18歳までの医療費助成

2 主要な取組

(1) 地域における子育て支援

1) 保育サービスの充実

平成29年、幼保連携型認定こども園として、標津こども園、川北こども園を開園しました。子ども・子育て支援事業計画に従い、こども園を中心に保育サービスの充実を図ります。

【取組状況等と課題】

No.1 保育環境整備推進事業

- 経済的な理由などもあり、女性の社会進出で子どもが小さいうちに就労したいという主婦が増えており、0～2歳児の入園児は増えています。0～2歳児の受け入れ体制の充実が今後の課題です。
- 保育教諭の質向上は、研修を実施し、充実を目指しています。

No.2 一時保育事業の充実

- 保育の必要性のない、1歳児から就学前の児童を対象に実施しています。利用者は年々増加しており、事業として定着しています。
- 特に1・2歳児の利用が多く、慣らし保育として利用される場合もあります。子育て中の親にとっては、重要な事業となっています。

No.3 幼児教育・保育の充実

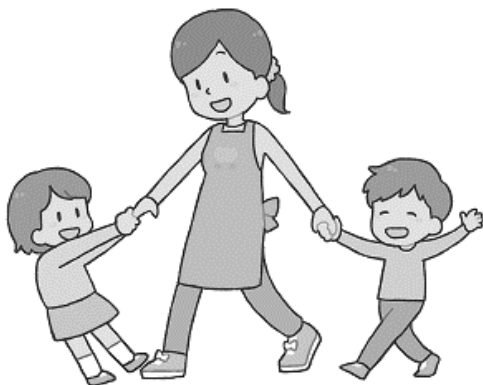
- 従来より、保育園・幼稚園の連携については、園児の交流や職員間における合同会議のほか、行事などの合同開催により推進してきました。標津こども園、川北こども園において、幼児教育の充実に努めています。
- 入園児が増加する中、幼児教育・保育の質の向上のため、保育教諭をはじめ、職員の確保について検討する必要があります。

No.4 0・1歳児保育の充実

- 平成29年幼保連携型認定こども園として、標津こども園、川北こども園を開園したことに伴い、0歳児（6か月）から受け入れを行っています。0・1歳児の入園希望が増えているため、受け入れ体制の整備を進めます。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
1	保育環境整備推進事業	保育が必要な0(6か月以上)・1・2歳児が増えているため、こども園の体制を整備し、女性が働きやすい環境づくりを行い、3・4・5歳児には、共通の教育を行い幼児教育の充実を図ります。	こども園
2	一時保育事業の充実	こども園で「一時保育事業」の充実を図ります。	こども園
3	幼児教育・保育の充実	平成29年度から幼保一元化の取組として、幼保連携型認定こども園を標津・川北両地区で開設しました。今後も幼児教育の充実と子育て支援の推進を図ります。	教育委員会
4	0・1歳児保育の充実	保育が必要な0(6か月以上)・1歳児が増えているため、こども園の体制を整備し、女性が働きやすい環境づくりを進めます。	こども園



2) 子育て支援サービスの充実

子ども・子育て支援事業計画に従い、充実を図ります。

【取組状況等と課題】

No.5 放課後児童健全育成事業

- 現在、本町では、2 か所で放課後児童クラブを実施しており、今後も、子どもの居場所づくりや、遊びを通じて子どもたちの生きる力を育みます。
- 障害を持つ児童が年々増えているため、専門的知識を持った指導員の配置が必要となってきています。
- 共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の実施を検討していきます。

新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日策定） 文部科学省・厚生労働省

- 目的：共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める。
- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）。
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

No.6 地域子育て支援拠点事業

No.7 開放事業「つどいの広場事業」(地域子育て支援拠点事業「親子ふれあい広場」)

- 標津地区は親子交流館「おひさま」、川北地区は親子ふれあいひろば「ポップコーン」で事業を実施しています。
- より子育て世代が利用しやすいように、親子交流館「おひさま」では週3回、親子ふれあいひろば「ポップコーン」では週5回の開催とし、午後からは、地域に根差した子育て支援の場として地域交流の時間としました。あそびの広場、にこにこ教室、育児相談、あかちゃん広場など、内容の充実に取り組んでいます。今後は、孤立しがちでなかなか利用できない家庭へどのようにアプローチしていくかが、大きな課題です。
- 事業は定着しつつありますが、子育て家庭は常に変動しているため、子育て世代だけに留まらず、町民すべて、親子交流館の役割を伝える必要があります。また、次世代交流の場として利用者の幅を広げ、子育てを全町民で支える足掛かりとなることが望まれます。

No.8 こども園における子育て支援事業

- 平成29年4月に開園した標津こども園、川北こども園で、継続的に子どもの発達の援助を行うなど幼保連携型認定こども園の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き、子育ての喜びが感じられるように子育て支援を行っています。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
5	放課後児童健全育成事業	児童館を利用して、保護者が就労などにより不在の児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブ（登録制）を行っています。今後も、利用ニーズに対応できる体制の整備に努めます。	教育委員会
6	地域子育て支援拠点事業	親子交流館では、家庭内で保育している親子を対象として、育児不安などについての相談指導、子育てサークルの育成支援を行います。こども園、児童発達支援事業所を利用している子育て世代をも巻き込んだ地域で子育てを支えるまちづくりに繋げていきます。	子育て支援センター 川北生涯学習センター
7	開放事業「つどいの広場事業」 (地域子育て支援拠点事業「親子ふれあい広場」)	子育てや家庭教育の不安に応え、安心して子育てができるような地域社会を築くため、乳幼児をもつ親が気軽に集える場の確保や機会の提供を推進します。対象家庭に事業の内容を広く周知し、参加率をもっと高めるとともに、事業内容のより一層の充実を図ります。	教育委員会
8	こども園における子育て支援事業	こども園で、標津町児童発達支援事業所、地域子育て支援センターと連携し、子育て支援の充実を図っていきます。	こども園

3) 子育て支援ネットワークづくり

【取組状況等と課題】

No.9 要保護児童対策地域協議会

- 「要保護児童対策地域協議会」を組織し、児童相談所・福祉事務所・民生委員・教育委員会・町などで連携を図り、要保護児童の早期発見・対応を行っています。
- 必要に応じ協議会・ケース検討会議等開催し、個々のケースに適した対応を行っています。

No.10 子育て支援ネットワークの充実

- 関係機関相互の情報共有を図り、ホームページを活用した相談対応などの活性化を進めていきます。また、関係機関の定期的な会議開催により情報共有を行っています。

No.11 民生委員児童委員活動

- 地域の支援員・相談員として活躍し、必要に応じて要保護児童対策地域協議会にも参加しています。とくに主任児童委員には児童福祉を中心とした活動をお願いしています。

No.12 「子育て応援ガイドブック」の作成・配布

- 毎年4月1日現在の情報に更新したガイドブックを作成し、母子健康手帳交付時や子どものいる世帯の転入時に配布しています。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
9	要保護児童対策地域協議会	児童相談所、福祉事務所、民生委員、教育委員会、町など、子どもに関係する機関が連携して虐待防止や要保護児童への対応を行います。また、必要に応じてケース検討会議を開催し、迅速な対応を行います。	保健福祉センター
10	子育て支援ネットワークの充実	町の子育て支援関係機関の連携による情報交換及び支援内容の協議を行い、子育てに関する相談体制や情報提供の充実を図ります。	保健福祉センター
11	民生委員児童委員活動	地域住民を支援する身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握・支援を行います。さらに、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供を行います。	保健福祉センター
12	「子育て応援ガイドブック」作成・配布	各種の子育て支援サービス情報をコンパクトまとめた「子育て応援ガイドブック」を作成・配布します。必要に応じ「子育て応援ガイドブック」の更新を行います。	保健福祉センター

4) 児童の健全育成

【取組状況等と課題】

No.13 児童館運営事業

- 異年齢による健全な遊びを通じて、多様な経験を積みながら健康に育つように、児童の集団活動指導を行います。平成30年度は、キラリ児童館で年間延べ6,282人、川北児童館で年間延べ9,666人の利用がありました。

No.14 子ども会の育成

- 地域の子どもの数が年々減少してきています。地区別にある子ども会を統一することも視野に入れていく必要があると考えられます。

No.15 あいさつ運動

- 「健全な青少年を育てる標津町民の会」の一つの事業として、学校、PTA、町内会、老人クラブなど地域の協力を得ながら事業所訪問や、春・秋のあいさつ運動を実施しています。平成28年度～平成30年度には年2回実施し、日本一あいさつが飛び交う町を目指し町全体で運動を展開しています。

No.16 子どもの居場所づくり

- 夏・冬のサイエンスフェアを実施しています。
- クリスマスパティー・七夕キャンプ・リーダー研修会など実施しています。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
13	児童館運営事業	異年齢による健全な遊びを通じて、多様な経験を積みながら健康に育つように、児童の集団活動指導を行います。また、母親クラブや体験学習などの場の提供と活動を行います。	教育委員会
14	子ども会の育成	地域子ども会や子どもを取り巻く地域組織活動及びその指導者の育成を図り、地域ボランティアなどの協力を得て児童の健全育成活動に努めます。	教育委員会
15	あいさつ運動	青少年の健全育成のため、学校、PTA、町内会など地域の協力を得ながら、あいさつ運動を行います。	教育委員会
16	子どもの居場所づくり	地域で育つ子どもたちが、安心して地域で遊び・学ぶことができるよう、スポーツ少年団活動や、学校休業日の子ども活動事業を実施します。今後も安全で安心できる生活環境の充実と推進に努めます。	教育委員会

(2) 母親や子どもの健康の確保及び増進

1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

【取組状況等と課題】

No.17 母子健康手帳の交付及び妊婦健康診査事業

- 妊娠初期から母体の健康管理に努め、順調に胎児が育つよう早期から医療機関にかかることが大切です。
- 妊婦の健康管理に加え経済的負担を軽減するために妊婦健康診査の公費負担を継続実施しています。超音波検査については、厚労省課長通知の4回よりも多い11回を助成しています。平成30年度の妊婦一般健康診査受診票・超音波検査受診票の利用状況は、それぞれ延478回、延372回であり、対象者全員が利用している状況です。また、妊娠期間中1回のみ発行できる妊婦精密健康診査の利用は2名いました。
- 妊婦健康診査結果をもとに、経過観察等、必要な妊婦に対して、個別指導を実施しています。母子ともに健康で出産を迎えられるよう、妊娠期からの保健指導の充実を図る必要があります。

No.18 乳幼児健康診査事業

- 各健診の受診率（4年間平均）は、3～4か月児健診99.5%、1歳6か月児健診96.0%、3歳児健診98.3%です。その年度に受診できない場合は次年度に対応しており、対象児全員の発育発達を確認しています。

No.19 乳幼児の肥満予防・改善

- 3～4か月児の栄養教室は年6回、個別対応を含めるとほぼ100%実施しています。また、離乳食教室は年6回、受講率は45～57%ですが、個別対応を含めるとほぼ100%実施している状況です。
- 学校保健統計調査の5歳児の肥満傾向児の割合は、全国に比べて高い状況です。幼児肥満は学童肥満や成人肥満に移行する確率が高く、子どもの頃に肥満になるとメタボリックシンドロームになりやすく、冠動脈疾患のリスクが高くなることが報告されています。そのため生まれる前や乳幼児期からの肥満予防と、早期の肥満改善が必要になります。
- 低体重で生まれると将来生活習慣病になるリスクが高くなるため、適正体重の子どもが産まれるように妊婦健診の受診を促し、リスクの高い妊婦には個別指導を行います。また、全妊婦を対象に通信の発行や両親学級を行います。
- 食習慣の基盤となる離乳食が順調に進められるように、3～4か月児栄養教室や離乳食教室を実施しています。
- 乳幼児健診、相談、こども園で肥満傾向のお子さんの保護者に対し、肥満改善できるように個別支援を行います。また、幼児期に肥満が改善されない場合は就学後も継続支援します。

No. 20 乳幼児・児童生徒に対する歯科保健事業

- 未入园児については、4 か月に一度むし歯予防のために助言やフッ素塗布を受けられる「歯ピカ教室」を実施しています。
- 園児については、歯みがき指導や保護者向けのおたよりの配布、4歳未満児は年3回のフッ素塗布を実施しています。
- むし歯のない子の表彰式は、乳歯のむし歯予防の目標とされる保護者が増えてきています。
- 児童生徒に関しては、主に永久歯のむし歯予防を目的に町内全校での歯科指導と保護者向けのおたよりを配布しています。また、教育委員会と連携し、園児～中学生までの歯科検診結果を調査し、フッ化物洗口を実施しています。
- 3歳児健診のむし歯罹患率は、平成27年度に25%だったものが、平成30年には16%へ減少しています。また、12歳児の1人平均むし歯数は、平成27年に1.3本だったものが、平成30年度には0.81本と減少しています。経年でみると減少しているものの、町内の2つの中学校における1人平均むし歯数に差がみられるなど、さらに減少に向けて事業を進めていく必要があります。

No. 21 乳幼児の健康づくりに関する各種相談の実施

- 現在、4か月児（必要時）・6～7か月児・9～10か月児・12～13か月児・2歳児を対象に乳幼児健康相談を実施しています。平成27年度の受相率は73.3%だったものの、平成28年度以降は9割以上となっています。乳幼児の健やかな成長発達を促すために、本事業を活用してもらうよう努める必要があります。
- 平成26年度からは健診と同様に問診票を改定し、保護者自ら、乳幼児の成長発達を確認できるようにしました。
- 相談日以外の相談（随時健康相談）も対応しており、相談延べ件数は年々増加しています。

No. 22 産婦・新生児訪問指導

- 平成30年度、新生児期である生後28日未満の訪問実施率は64.1%でしたが、里帰り中であることが主な理由であり、電話で早期に連絡をとり、必要な支援を行っています。
- 令和元年度より産後2週間、産後1か月において産婦健診を開始し、必要に応じて医療機関と情報共有しながら支援をしています。

No.23 両親学級「ママパスクール」

- 母体の適切な健康管理のために教室を実施していますが、受講率は4年間で28.1%となっています。平成30年度は、対象者47名のうち初産婦23名、経産婦24名、受講率はそれぞれ34.8%、20.8%、夫の参加は4名でした。
- 本町の出産の半数以上を占める町立中標津病院の母親教室は、お産や骨盤ケアが主な内容となっています。そのため、本町では、妊婦自身がリスクを知り、妊娠中の体重管理を適切に行うことで、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病、生活習慣病等を発症しない（将来胎児が生活習慣病を発症するリスクを下げる）ための学習の場として、今後も妊婦の健康保持・増進を図ります。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
17	母子健康手帳の交付及び妊婦健康診査事業	妊娠届出のあった妊婦に対し母子健康手帳を交付します。また、妊婦一般健康診査受診票を計14回、超音波検査受診票を計11回、妊娠期間中1回のみ妊婦精密健康診査受診票を交付し、妊婦の経済的負担の軽減と妊婦の健康保持・増進を図ります。事業の周知を図るとともに、妊娠期から一貫した母体の健康管理を図るために、妊娠届出時・ママパスクールの受講勧奨時・妊婦健康診査結果によりリスクの高いと思われる妊婦について、個別指導を実施します。	保健福祉センター
18	乳幼児健康診査事業	病気や発達の遅れの早期発見・早期医療、育児支援を目的として、3～4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とした健康診査を実施します。食習慣や歯磨き習慣を含めた生活習慣が会得できるよう支援し、そのことにより心身の健全な発育発達が促されるよう推進します。また、随時、健診の実施方法を見直し・検討しながら、児の健康の保持増進が図られるように努めます。	保健福祉センター
19	乳幼児の肥満予防・改善	生まれる前や乳幼児期から肥満を予防できるように、妊産婦支援、3～4か月児栄養教室や離乳食教室などを行います。また、肥満傾向にある乳幼児の保護者には継続した個別支援を行い、肥満が改善されるように支援します。	保健福祉センター

No.	事業名	事業内容	担当
20	乳幼児・児童生徒に対する歯科保健事業	未入園児を対象とした「歯ピカ教室」を実施し、4か月に一度むし歯予防のために助言やフッ素塗布を受けられるように努めます。こども園入園児については、園児及び保護者に対する歯科指導のほかに、4歳未満児についてはフッ素塗布を年3回実施しむし歯予防を推進します。また、むし歯予防の啓発として、むし歯のない子の表彰などを実施し、むし歯予防の意識の高揚を図ります。さらに、学校と連携し授業として歯科指導を実施することで、歯科疾患の予防を推進します。各年齢の歯科検診データを正確に把握し、3歳児のむし歯罹患率と、12歳児の1人平均むし歯数が減少するよう、事業を検討し継続していきます。	保健福祉センター
21	乳幼児の健康づくりに関する各種相談の実施	乳幼児の健康管理や発達、発育、子育てに関する相談に対応できるように、乳児期と1歳、2歳児の保護者を対象に相談の機会を設けたり、電話や随時の来所相談に努めます。その他、離乳食教室を通じて知識の啓発を行うと同時に相談対応に努めます。また、乳幼児のみではなく母自身の健康の保持増進に資する場ともなるように対応していきます。	保健福祉センター
22	産婦・新生児訪問指導	早期の訪問が困難な産婦・新生児の世帯を訪問し、児の発育状態や母子の健康状態を確認するとともに、子育てを中心とした相談・助言などの育児支援に努めます。早期の訪問が困難な場合においても、電話等により必要な支援を実施します。	保健福祉センター
23	両親学級「ママパスクール」	妊婦とその夫を対象として教室を実施し、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病、生活習慣病等を発症しない（将来胎児が生活習慣病を発症するリスクを下げる）ための知識の普及を図ります。また、妊娠届出時やその後の個別指導等も充実させ、妊婦の健康の保持・増進を図ります。	保健福祉センター



2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

【取組状況等と課題】

No. 24 性教育の実施

- 児童生徒が正しい知識を習得するため、学習指導要領に従い、年齢に応じた指導を行っています。

No. 25 「家庭教育講演会」の開催

- 家庭教育講演会事業として、平成 26 年度までは講演会を開催していましたが、平成 27 年度以降は開催に至っていません。

No. 26 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施

- 児童生徒が正しい知識を習得するために学習指導要領や、最近の事件・事例なども参考に、年齢に適した指導を行っています。また、必要に応じて関係機関などとも連携し外部講師などの協力も得て対応しています。

No. 27 子どもの肥満要望・改善

- 平成 29 年度に小中学生の生活習慣病予防検査を開始しました。受検率は、平成 29 年度 30%、平成 30 年度および令和元年度は 27%となっています。同検査による保健指導率及び精検受診率は、平成 29 年度 100%、平成 30 年度 100%となっています。継続の有無について検討していきます。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
24	性教育の実施	学校教育において児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理的な面から理解し、性に対する健全な態度を培い、性に対する正しい知識を確立するための教育を進めます。	教育委員会
25	「家庭教育講演会」の開催	二次性徴・思春期の子どもをもつ親の不安や悩みを解消するため、大人のための性教育を推進します。家庭教育講演会等の開催について、検討していきます。	教育委員会
26	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	児童生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めています。警察や関係機関と連携した研修を行い、児童生徒の健康で安全な生活の確保と保護者への啓発に努めます。	教育委員会
27	子どもの肥満予防・改善	学童肥満から思春期肥満や成人肥満に移行しないように、保健指導を行います。また、肥満は生活習慣病のリスクが高いことから、小中学生の生活習慣病予防検査を行い、保健指導を実施できるように努めます。	保健福祉センター 教育委員会

3)「食育」の推進

【取組状況等と課題】

No. 28 栄養士による食指導の実施

- 認定こども園における栄養指導として、3歳児を対象に年3回、2歳児を対象に年1回実施しています。また、保護者向けに栄養便りを年6回発行し、啓発を図っています。

No. 29 学校栄養教諭による食指導の実施

- 栄養教諭を配置し食育の推進を図っています。
- 本町における子どもたちは肥満傾向など体格面で課題が多く、生活習慣の改善の一つとなる食育の重要性を保健福祉センターとも連携し、一層の普及啓発が必要となっています。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
28	栄養士による食指導の実施	町内の認定こども園において、幼児期から食に関心を持ち、偏食や肥満などを予防・改善できるように指導します。また、保育園の保護者向けに、栄養だよりを発行し、啓発を図ります。	保健福祉センター
29	学校栄養教諭による食指導の実施	小学校において、子どもや保護者に対して、正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身につけ、健康管理ができることなどを目指して、学校栄養教諭による食に関する指導を行います。また、子どもたちが食に興味関心を持ち、自分自身を大切に考えることができるよう指導します。 栄養管理とふるさと教育（地場産品活用）の両面での食育を関係機関との連携により推進します。	教育委員会



4) 小児医療の充実

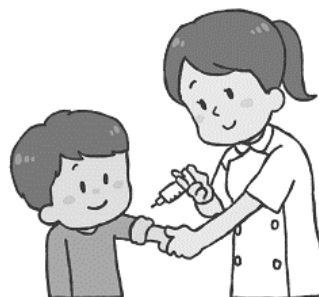
【取組状況等と課題】

No. 30 予防対策事業

- 予防接種の学校における集団接種による対応は、接種率向上につながっています。また、インフルエンザの予防接種についても、学校、地域の蔓延防止への効果が大きいと判断し、町の助成事業が開始した平成 21 年度から、毎年学校単位での集団接種を実施しています。
乳幼児の定期予防接種については、ヒブ、小児肺炎球菌、B 型肝炎、四種混合、BCG、麻しん・風しん混合、水痘、日本脳炎は無料で、任意接種のインフルエンザについては町が一部を助成しています。なお、ロタウイルスは令和 2 年 10 月から定期接種となる予定です。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
30	予防対策事業	<p>感染症の発生及び蔓延予防のため、法で定められた定期の予防接種を行い、一層の接種率の向上に努めます。</p> <p>小中学校では、学校医による健康診断を行い病気の予防、保健指導を行います。児童生徒が安心して相談できるよう、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります</p> <p>乳幼児の予防接種については、定期接種のヒブ、小児肺炎球菌、B 型肝炎、ロタウイルス、四種混合、BCG、麻しん・風しん混合、水痘、日本脳炎は無料で、任意接種のインフルエンザについては町が一部を助成して実施します。</p>	保健福祉センター 教育委員会



(3) 子どもの教育環境の整備

1) 次代の親の育成

【取組状況等と課題】

No. 31 基本的な生活習慣やモラルの育成

- 園・小・中、高校との連携により、それぞれの年代に応じた指導を行っています。
- 異校種間での連携した町内の生徒指導連絡協議会などの組織によっても情報共有、連携の取組が行われています。家庭教育 10ヶ条を全世帯に配布し、地域・社会で子どもを育てるよう取り組んでいます。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
31	基本的な生活習慣やモラルの育成	「標津町教育のめざす姿」の基本理念に基づいて標津町教育研究所を推進母体として、子どもの「基本的な生活習慣」「しつけ」などについて、園小中の一貫性を考えた指導法を研究し、実践していく取組を推進するとともに、家庭、地域などとの連携を強化し対応していきます。	教育委員会

2) 学校の教育環境等の整備

【取組状況等と課題】

No. 32 ティーム・ティーチング、少人数指導の実施

- 学校の実情に応じて、TT指導や習熟度別授業を積極的に取り入れ、きめ細かい指導に努めています。

No. 33 ALT（外国語指導助手）の活用による英語教育の推進

- 英語指導助手（ALT）1名を配置し、こども園・小中学校に派遣し、取組を推進しています。

No. 34 総合的な学習の時間等における外部講師の活用

- 総合的な学習のみならず、「ふるさと学習」、「キャリア教育」においても地域人材の活用をしています。

No. 35 小中一貫教育の推進

- 授業交流や、教員間の研修・交流、統一行事の取組など、一貫教育の推進を継続的に進めています。

No. 36 園小中高の連携

- 授業交流や、教員間の研修・交流、統一行事の取組など、一貫教育の推進を継続的に進めています。

No. 37 道徳教育の充実

- 道徳教育でいじめや命の大切さ、愛郷心などを培い、心の教育を推進しています。

No. 38 生徒指導の充実

- 学校と関係機関の連携により、生徒一人ひとりの状況に応じた対応をしています。今後も関係機関との連携強化に努め、取り組めます。

No. 39 生徒指導総合連携推進委員会の活動展開

- 標津地区のみならず、全町的な取組となるよう組織体制を整え、対応しています。

No. 40 職業体験学習等の推進

- キャリア教育は、生きる力を育てる教育の重要な要素となります。ふるさと教育の意味合いとも絡めながら、対応します。

No. 41 教育相談の充実

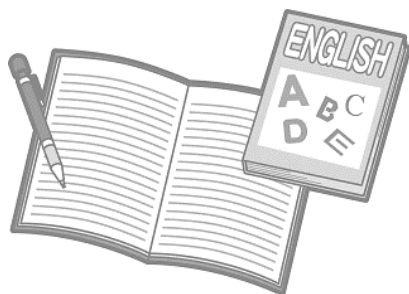
- 継続して相談機能を教育委員会に設け、子どもから親まで幅広い相談への対応に心掛けています。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
32	チーム・ティーチング、少人数指導の実施	指導方法の工夫改善による教員の加配を行うとともに、各学校で学校課題、児童生徒の学習状況に応じてT・T指導、少人数指導を行います。習熟度別指導など児童生徒の実態に合わせた指導を行うなど充実に努めます。	教育委員会
33	ALT（外国語指導助手）の活用による英語教育の推進	グローバル化が急速に進展する現代社会に対応するため、ALTを活用し英語力の向上につなげます。	教育委員会
34	総合的な学習の時間等における外部講師の活用	各学校で創意工夫をこらして学習内容に合わせて、様々な教育活動で外部からの人材を活用し、学習内容の充実に努めます。	教育委員会
35	小中一貫教育の推進	義務教育9年間を見通した生徒指導や学習指導の一貫したあり方について研鑽を深め、基礎基本の定着及び学力の向上を図ります。標津地区・川北地区においての一貫教育の内容を高め、子どもたちの生活習慣や学力向上につなげます。	教育委員会
36	園小中高の連携	児童生徒の発達課題、学校種別による教育の役割、遊びや学びの条件づくりなど、必要な領域における連携を図ります。また、標津教育研究所を中心として、園小中高の一貫した課題である「基本的生活習慣」及び「ふるさと学習」の指導法を研究テーマとし、健全で心豊かな児童生徒の育成を図ります。	教育委員会
37	道徳教育の充実	「特別な教科 道徳」として小学校は平成30年度から、中学校は令和元年度から全面実施されたことにより、子どもが自分や他者の良さを認識し、人間としての生き方についての考えを深め、道徳性の成長を促すよう指導します。	教育委員会

第5章 子ども・子育て支援の取組

No.	事業名	事業内容	担当
38	生徒指導の充実	各学校で、児童生徒の理解に基づき一人ひとりの存在感を高める積極的な生徒指導を行い、各学校や関係機関が連携して対応を図ります。生徒指導の機能を生かして、一人ひとりの自己実現が図られる指導の充実に努めるとともに、関係機関との連携強化に努めます。	教育委員会
39	生徒指導総合連携推進委員会の活動展開	いじめ、不登校などの児童生徒の問題行動に対し、学校と地域の関係機関からなる地域ネットワークを組織化し、問題の早期発見と対応、未然防止に向けた機敏な活動を展開します。さらに、園小中高が連携し、校種間の垣根を越えた一貫した生活指導、学習指導を行うことにより、児童生徒の生活習慣の改善や学習意欲を高め、学力向上に寄与するとともに、健全育成に努めます。	教育委員会
40	職業体験学習等の推進	地域と連携して福祉や職業体験学習などを通して他人を思いやる心や命を尊重する心を育む教室、また、各学校では環境教育活動などで子どもたちに命を大切にする意識の高揚を図り、総合的な生きる力を育む教育に取り組みます。	教育委員会
41	教育相談の充実	いじめ、不登校、学習障害などの学校不適應問題や子どものしつけや健全育成に向けた教育相談窓口の推進を図ります。	教育委員会



3) 家庭や地域の教育力の向上

【取組状況等と課題】

No. 42 こども元気アップ大作戦

- 心も体も健康でチャレンジ精神旺盛な「積極的に体を動かす子ども」を育むことができるよう、令和元年度から実施しています。認定こども園において、月1～2回実施しています。

No. 43 しべつキラリ発見隊

- ふるさと体験を通じてまちの魅力を発見することを目的とした「しべつを知り隊」をバージョンアップし、平成30年度から実施しています。令和元年度は、アイヌ文化学習・カヌー体験、地引き網体験、海釣り体験、スノーシュー体験等開催しました。

No. 44 通学合宿 ～きらり子ども塾

- 平成27年度～令和元年度の対象学年参加率は8.3%となっており、平成30年度は休止、令和元年度は期間を短縮し、地域の方や大学生ボランティアを中心に実施していますが、参加率の向上が課題です。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
42	こども元気アップ大作戦	小中学校の体力低下を防ぐ、子どもの運動離れを防ぐことなど幼児期の運動・遊びに着目し、心も体も健康でチャレンジ精神旺盛な「積極的に体を動かす子ども」を育むとともに、関係者、父母への啓発に努めます。	総合体育館
43	しべつキラリ発見隊	ふるさと標津を学びのフィールドとした、ふるさと体験や交流を通じてその魅力などを再発見し、ふるさとへの愛郷心の醸成と未来を担う子どもを育みます。	教育委員会
44	通学合宿 ～きらり子ども塾	親と子どもが離れて長期生活をするることによる「子離れ」「親離れ」及び「地域の子どもは地域で育てる」気運を高めるため、通学合宿（期間：7泊8日～1泊2日）を推進します。	教育委員会
25 (再掲)	「家庭教育講演会」の開催	子育てに関わる情報提供の場として、「家庭教育講演会」の開催などに努めます。	教育委員会

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

1) 良質な居住環境の確保

【取組状況等と課題】

No. 45 町営住宅の入居

- 町営住宅については、入居希望者への適正な対応を図っており、母子家庭への入居についても配慮しています。

No. 46 児童遊園地

- 年に一度の専門業者による安全性の点検に加え、担当職員による点検も実施し、利用する児童・生徒に、より安全な遊びの場の提供を行っています。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
45	町営住宅の入居	町営住宅は、世帯人員に応じた適正な規模の住宅に入居できるよう対応しており、今後も母子家庭の入居に充分配慮します。	建設水道課
46	児童遊園地	町内に16か所の児童公園を設置しています。今後とも児童に健全な遊び場を提供し、子どもが安全に遊べるよう遊具の確保や公園の整備に努めます。	保健福祉センター

2) 防災意識の高揚

【取組状況等と課題】

N o 47 防災対策

N o 48 防災意識の高揚

- 津波予想時の避難対応マニュアルを、より実践的な内容に見直し対応を図ったところであり、特に海岸地区における学校等においては避難訓練を中心に自分の身は自分で守る防災教育を進めています。
- 関係機関と連携し、学習の中に避難所運営体験ゲーム「HUG」を取り入れるなど、子どもから大人まで理解が深まるよう取り組んでいます。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
47	防災対策	学校、こども園などで防災訓練、防災教育をするとともに気象情報、地震情報に基づき的確な予防対策と避難対策の実施を図ります。命を守ることを最優先に、子どものみならず、保護者との共通理解を深め、防災教育の充実に努めます。	教育委員会
48	防災意識の高揚	町内には、働きながら子育てをしている方など、まわりの人々の援助が必要な人々も多く暮らしています。生命や生活を安全に守ることの必要性などについて、関係機関とも連携し学習の場を提供します。保護者との共通理解が深まるよう、今後とも啓発のための取組を進めます。 (例) 災害図上訓練「DIG」などの取組 DIG=Disaster (災害)、Imagination (想像)、Game (ゲーム) の頭文字	教育委員会

3) 交通安全教育の推進

【取組状況等と課題】

No. 49 交通安全教室・交通安全街頭指導

- 小学校等からの交通安全教室への協力要請等に対し警察・交通安全協会・指導員協議会等と連携を図りながら交通安全指導を実施しています。

No. 50 こぐまクラブの育成

- こども園では保護者も参加する「こぐまクラブ」を結成して、交通安全に対する意識を、交通安全協会と連携しながら高めています。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
49	交通安全教室・交通安全街頭指導	子どもを対象として、実践型の交通安全教室を行っています。また、街頭指導も実施します。	住民生活課
50	こぐまクラブの育成	こども園に母親も参加する「こぐまクラブ」が設置されており、今後も園児の交通安全活動を推進します。	こども園



4) 犯罪等の被害防止活動

【取組状況等と課題】

No. 51 町防犯協会の活動

- 標津神社例大祭（7月22・23日）に防犯詰所を開設し、夜間巡視においては、警察・防犯協会・各町内会・各小中高PTA等と連携して行っています。
- 町民まつり（8月の第1土日）に防犯詰所をあすばる内に開設し、警察・防犯協会が連携して行っています。開設場所については、都度検討を行います。

No. 52 安全灯の支援・管理

- 平成27年度より西1丁目通りの安全灯老朽化による LED 安全灯への計画的に更新。新規設置や器具の交換には、LED 安全灯の設置を進め、夜間における町民の安全確保に繋がっています。

No. 53 スクールモニター制度の推進

- 地域住民が参画している学校運営協議会において、地域の子どもたちの実態と課題を把握し、その方策を検討し取り組んでいます。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
51	町防犯協会の活動	地域と連動した防犯活動や防犯思想の普及啓発を図ります。また、祭典時の街頭指導を実施します。	住民生活課
52	安全灯の支援・管理	町内会などの安全灯の補修に対する支援と町施設の安全灯の維持管理を行い、夜間における町民の安全確保など防犯に努めます。	住民生活課
53	スクールモニター制度の推進	住民組織によるスクールモニター制度について、子どもたちの問題行動の早期発見に向け、実態に合った情報収集を行うよう、その方策も含め見直し検討を進めます。	教育委員会

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

1) 仕事と子育ての両立の推進

【取組状況等と課題】

No. 54 「道民家庭の日」の普及・促進

- 北海道の事業である「道民家族の日」の趣旨に賛同しています。

No. 55 育児休業制度の普及促進

- 役場からの十分な周知ができているとは言い難く、各事業所に委ねられているのが現状のため、啓発に努めていきます。

●○主な事業・施策○●

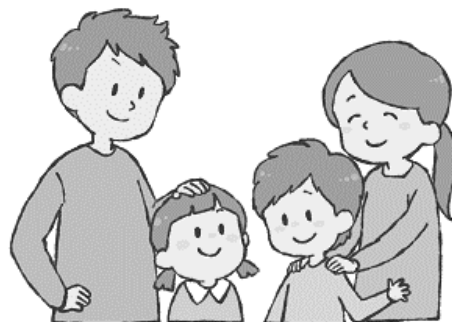
No.	事業名	事業内容	担当
54	「道民家庭の日」の普及・促進	各家庭が家庭の役割を認識し、心のふれあう明るい家庭づくりを目指すよう、「道民家庭の日」の普及・促進を図ります。	教育委員会
55	育児休業制度の普及促進	広報などにより育児休業制度の周知を図るとともに、事業所への制度の啓発に努めます。	保健福祉センター



2) 仕事と子育てが両立しやすい環境の整備

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
1 (再掲)	保育環境整備推進事業	保育が必要な0(6か月以上)・1・2歳児が増えているため、こども園の体制を整備し、女性が働きやすい環境づくりを行い、3・4・5歳児には、共通の教育を行い幼児教育の充実を図ります	こども園
4 (再掲)	0・1歳児保育の充実	保育が必要な0(6か月以上)・1歳児が増えているため、こども園の体制を整備し、女性が働きやすい環境づくりを進めます。	こども園
5 (再掲)	放課後児童健全育成事業	児童館を利用して、保護者が就労などにより不在の児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブ(登録制)を行っています。今後も、利用ニーズに対応できる体制の整備に努めます。	教育委員会
10 (再掲)	子育て支援ネットワークの充実	町の子育て支援関係機関の連携による情報交換及び支援内容の協議を行い、子育てに関する相談体制や情報提供の充実を図ります。	保健福祉センター



(6) 支援を必要とする児童への取組の推進

1) 児童虐待防止対策の充実

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
11 (再掲)	民生委員児童委員活動	地域住民を支援する身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握・支援を行います。さらに、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供を行います。	保健福祉センター
9 (再掲)	要保護児童対策地域協議会	町、警察、学校、認定こども園など、子どもに関係する機関が連携して虐待防止や要保護児童への対応を行います。また、必要に応じてケース検討会議を開催し、迅速な対応を行います。	保健福祉センター

2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

N o 56 母子自立支援員等の周知

【取組状況等と課題】

- 各種サービスの提供や情報提供など、関係部署と連携を図り進めていきます。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
56	母子自立支援員等の周知	母子家庭等の相談、自立に必要な情報の提供や指導及びそれらの家庭に対する支援を行う母子自立支援員等について周知に努めます。	保健福祉センター

3) 障がい児施策の充実

【取組状況等と課題】

No. 57 標津町児童発達支援事業所「くれよんハウス」

- 標津こども園内にある標津町児童発達支援事業所で特別な支援が必要な児童の通園事業を行っています。現在は2歳児から在学児童・生徒を含めて20名が在籍しており、個別の計画に基づき療育を進めています。
- 子ども発達支援事業として、心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等、専門職の支援を受けて職員のスキルアップを図っています。
- こども園内に併設されたことで、こども園職員と共通理解を図ることができるとともに、子育て支援センターや保健センター等と地域連携を図ることで早期の療育につなげています。

No. 58 標津町教育支援委員会

- 同委員会は、就学措置決定のみならず、課題のある児童生徒に対する対応・協議の場としての機能も有しており、必要に応じ、個にあった対応を行っています。

No. 59 乳幼児の相談及び健診

- 相談や健診では、子どもたちの健やかな成長・発達を支えるために、最も身近にいる保護者自身が子の発達を確認・促せるよう支援を行っております。必要に応じて、児童発達支援事業所・乳幼児発達健診につなぐなど、専門機関の支援が受けられるよう支援しています。
- 相談や健診の結果、発達面において支援が必要と思われる子どもがいた際には、子育て情報共有会議（平成30年度7回実施）の場で情報共有したり、個別に子ども発達支援センターに相談しています。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
57	標津町児童発達支援事業所「くれよんハウス」	標津町児童発達支援事業所で特別な支援が必要な児童の通園事業の充実を図ります。	児童発達支援事業所
58	標津町教育支援委員会	小中学校に入学しようとする児童生徒並びに、在学中で心身に障がいのある児童生徒の適正な就学を推進するため、推進委員会において必要な事項を調査し適正な就学を推進します。 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築が国の方針として進められているところであり、町としても趣旨に沿った方策を検討しながら、適正な人員配置など国や道への要望も行いながら、個に応じたきめ細かい対応に努めます。	教育委員会
59	乳幼児の相談及び健診	乳幼児から3歳までの相談や健診時に実施する発達確認により、発達の遅れがある児については発達を促すための支援を行うとともに、必要に応じ専門機関と連携を図ります。また、保護者自身が児の発達を確認し、状況に応じて必要な支援が受けられるようにします。	保健福祉センター

(7) 出産や子育てへの経済的支援

平成31年3月、人口減少時代に挑戦する政策パッケージ（町民のライフサイクルを応援する新規・拡充30事業）を策定しました。

政策パッケージの4つの柱の1つである「結婚・子宝・子育ての政策」として、次に掲げる事業により、出産や子育てに関する経済的支援を図ります。

なお、これらの事業は、事業開始から3年間で事業効果の検証を行い、その後の事業のあり方（継続、廃止、改正等）について検討します。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
60	あんしん出産支援事業	「緊急出産サポート事業」と「妊婦健康診査等交通宿泊費助成」の2事業を実施し、妊婦に係る救急搬送体制を整備するとともに、妊婦健康診査や出産に係る経済的負担軽減を図ります。	保健福祉センター
61	産後ケア事業	産後4か月未満の産褥婦が、宿泊または通所により心身のケアを受け、産後も安心して子育てに臨めるようにします。利用回数に上限と利用料の負担（委託料の1割）があります。（委託医療機関：町立中標津病院）	保健福祉センター
62	産婦健康診査事業	産後うつや新生児への虐待予防、産婦の経済的負担の軽減を図るため、産婦健診（2週間健診及び1カ月健診）を受診する産婦に、1回の産婦健診につき5,000円を上限として、1名につき2回まで助成します。	保健福祉センター
63	新生児聴覚検査費助成事業	先天性の聴覚障害を早期に発見し、補聴器を装着し早期療育を受けることにより、話す力やコミュニケーション能力を高めることができるよう、新生児又は生後3か月頃までの乳児に対し初回検査及び確認検査1回（5,000円+税）を助成します。	保健福祉センター
64	出産祝い金の給付	新生児の誕生をお祝いするとともに、次代を担う子どもたちの出産を奨励し、町の活性化と児童の健全な発育を目的として「出産祝い金」を給付します。 第1子 5万円、第2子 10万円、 第3子以降 50万円 ※第2子、第3子以降の祝金は半額を商品券とします。	保健福祉センター
65	認定こども園利用料の無償化	国の基準に準じ1号認定児及び2号認定児の利用者負担額を無償化するとともに、3号認定児の利用者負担額を国の基準の1/4とします。また、入園料、給食費、延長保育料を無償化します。	教育委員会
66	18歳までの医療費助成	子どもの福祉の増進、子育て世帯への支援を目的として、標津町に住所を有する18歳までの子どもにかかる医療費を助成します（全額無料）。ただし、入院時の食事療養費、保険外負担（健康診断、予防接種等）は対象外となります。	住民生活課

第6章 計画推進のために

1 計画推進に向けて

(1) 庁内における推進体制の充実

本計画の推進に当たっては、全庁的な体制のもとに、各年度においてその実施状況を把握・点検しながら、その後の対策を実施していきます。

また、本町では、町をあげた人口増加対策として「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」を展開しておりますので、連携を図りながら計画の推進に努めます。

(2) 住民参加による計画の推進

この計画を推進するうえでは、住民の理解と参加が不可欠です。この計画の実施状況などに係る情報を、住民に分かりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、住民の参加と協力が得られる体制の整備を図ります。

(3) 計画を推進するに当たってのそれぞれの役割

この計画を推進し基本理念に沿ったまちづくりをするためには、行政だけでなく、家庭、地域、こども園、学校、企業といった社会全体で、ともに考え、行動していくことが重要です。そのためには、子ども・子育て支援という新しい社会環境づくりに向けた意識を改革し、それぞれの立場での役割を果たしていく必要があります。

1) 行政の役割

- ニーズに適した事業の取組を検討・推進していきます。
- 家庭、学校、地域、企業と連携を図りながら、幅広い視点から少子化対策を推進します。

2) 家庭の役割

- 男女の役割分担に対する意識を変え、父親が積極的に育児参加することが必要です。
- 家庭や子育てのあり方、少子化への理解を進め、親子のきずなを深めるとともに、安らぎの場としての家庭づくりに努める必要があります。
- しつけ、扶養、家事、介護など、互いに助け合いながら、子どもに基本的倫理観や社会的マナーなどの社会性、自制心や自立心を身につける機会を与えることも重要です。

3) こども園・学校の役割

- 専門的な知識や施設を利用して、子どもの健やかな成長を育む教育、保育の充実に努めていきます。
- 地域社会と連携し、住民が参加しやすい環境を整備するなど、地域における子育て支援機関としての役割を、これまで以上に果たしていきます。
- 障がい児や外国につながる幼児等、特別な支援が必要な子どもがいた場合、円滑な利用ができるよう関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

4) 地域の役割

- 子どもは次代を担う、かけがえのない宝であるとの認識の下、地域ぐるみで子どもの成長や子育てができるよう、支援していく必要があります。
- 各種の地域団体などを中心にしながら、世代間交流や、積極的に地域の催しに参加したりする機会を増やしていくなど、子どもの健全育成に関する活動を積極的に展開する必要があります。
- 危険からの見守りなど、地域全体で子育て・子育てを支援していく意識の醸成が重要です。

5) 企業の役割

- 男女がともに子育てと仕事の両立支援に取り組み、ゆとりのある働き方を保障する労働環境の整備が必要です。
- 地域社会の一員として、地域社会への貢献と参画を、より一層進める必要があります。
- 交通機関や店舗などの企業活動には、小さな子どもを連れていても、安心して利用できるような配慮が必要です。

資料編

1 標津町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の趣旨に基づき、標津町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第4条 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 子育て会議に、会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が召集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 標津町子ども・子育て会議委員名簿

《任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日》

氏 名	備 考
渡 辺 好 之	標津町社会福祉協議会会長（学識経験者） 【会 長】
高 田 秀 康	標津教育委員会指導主幹 【副会長】
大 木 敏 道	標津認定こども園長
盛 繁 治	川北認定こども園長
藤 本 典 子	児童発達支援事業所指導員
櫻 井 保 廣	キラリ児童館長
五 十 嵐 や よ い	標津認定こども園保護者
長 谷 川 真 衣	標津認定こども園保護者
加 藤 房 子	川北認定こども園保護者
柴 田 理 江	児童発達支援事業所保護者
牧 め ぐ み	子育て支援利用保護者
畑 中 浩	保健福祉センター次長 【事務局】
黒 澤 哲 也	教育委員会管理課長 //
浅 野 敏	保健福祉センター子育て支援室係長 //
酒 井 美 幸	保健福祉センター子育て支援室主事 //

敬称略

3 策定経過

年 月 日	事 項
平成31年 2月	・町内の小学校6年生以下の子どもがいる全世帯に「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施
平成31年 3月～4月	・「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」集計
令和元年 5月	・第1回子ども・子育て会議の開催 （1）ニーズ調査結果について （2）計画策定スケジュール及び構成案について （3）人口減少時代に挑戦する政策パッケージ2019の子育て支援新規事業について
令和元年 7月～1月	・次世代育成支援対策地域行動計画に係る検証 ・計画素案作成
令和2年 2月	・第2回子ども・子育て会議の開催 （1）「第2期子ども・子育て支援事業計画」策定について
令和2年 2月～3月	・パブリックコメントの実施
令和2年 3月（予定）	・第3回子ども・子育て会議の開催 （1）第2期子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの結果について

標津町第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 北海道標津町
編集 標津町保健福祉センター

〒086-1631

北海道標津郡標津町北1条西5丁目6番1-2号

TEL (0153) 82-1515

FAX (0153) 82-1530

